

第一百八十三回

参議院財政金融委員会会議録第九号

平成二十五年六月四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月三十日

辞任

長谷川 岳君

溝手 順正君

五月三十一日

辞任

川合 孝典君

溝手 順正君

六月三日

辞任

石橋 通宏君

溝手 順正君

六月四日

補欠選任

川合 孝典君

溝手 順正君

吉川 俊治君

松村 龍二君

溝手 順正君

脇 雅史君

山口那津男君

中西 健治君

広野ただし君

大門実紀史君

中山 恭子君

川崎 稔君

麻生 太郎君

寺田 稔君

小渕 優子君

とかしき なおみ君

島尻安伊子君

藤田 幸久君

尾立 源幸君

金子 洋一君

西田 昌司君

野上浩太郎君

竹谷とし子君

一川 保夫君

大塚 耕平君

川合 孝典君

玉置 一弥君

石井 浩郎君

熊谷 大君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田幸久君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、長谷川岳君、鴻池祥肇君、林芳正君及び川上義博君が委員を辞任され、その補欠として溝手順正君、熊谷大君、石井浩郎君及び一川保夫君が選任されました。

○委員長(藤田幸久君) この際、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○委員長(藤田幸久君) この際、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(麻生太郎君) 平成二十五年度税制改正法につきましては、委員の皆様に精力的に御審議をいただき、本年三月二十九日に可決、成立をいたしております。

この税制改正法、すなわち所得税法等の一部を改正する法律の一部の規定が、法律案の要綱や平成二十五年度税制改正の大綱等で御説明をしてきました内容とそこを来していることが判明をいたしております。具体的には、租税特別措置法第四十一条の十九の三、すなわち自己資金で住宅のバリアフリー改修工事を行う場合の投資減税についてであります。

バリアフリー改修工事に係る投資減税は、平成二十六年四月一日以降に入居する工事について、法律案の要綱等では、改修工事限度額を引き上げ、減税規模を大きくすることとしたとしておりました。しかしながら、法律の規定漏れにより、この減税措置が一年余り前倒しをされ、平成二十五

年一月一日からの入居から適用されてしまつてゐるというものであります。法案策定の事務作業においては、誤りが生じないよう幾重にもチェックするプロセスがありますが、今回、この規定に関しては、その過程においてミスがあり、結果として規定漏れが生じてしまつたものであります。

このような事態に対し、当初意図したとおりの条文とするために法改正をお願いすることも考えられましたが、一方で、法律が既に公布をされております以上、現行の条文を前提に既に経済取引または、内容を見ましても、現行の条文により、納稅者が当初想定していた政策より不利になることはないといったことは、改めて改正法案を提出するときおり実施をしたいと考えております。

このバリアフリー投資減税について、国民の皆様に混乱が生じることのないよう周知をさせてまいります。

今回、このような法律案の要綱と法律の条文との間にそこを生じさせてしまつたことについては、委員の皆さんに謹んでおわびを申し上げる次第です。

財務省といたしましては、今回の事態を重く受け止め、一層のチェック体制の強化を行なうなど、再発防止に向けて今後一層努力してまいりたいと考えております。

○委員長(藤田幸久君) 是非、今回の教訓を生かして精励していくべくよろしく期待をしておりま

す。

○委員長(藤田幸久君) それでは、政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びをいたしました。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のところ、政府参考人として金融庁総務企画局長森本学君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田幸久君) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○尾立源幸君 おはようございます。民主党・新緑風会の尾立でございます。

今日は、金商法の一部を改正する法律案ということで、大きく五つの分野がオールインワンといいますか一つのパッケージになつた大きな法案でございます。本来ならば個別に審査をしたいところでござります。そこで、大きく五つの分野がオールインワンといいますか一つのパッケージになつた大きな法案でございます。本来ならば個別に審査をしたいところでござります。そういう面から少し質問をさせていたいと思います。

まず、去年非常に世間をにぎわしましたインサイダーやA-I-Jの問題に関連する話でございますが、このようないくつかの経済犯罪というのは制度に対する信頼にもかかる、決してまず許されはならない、許してはならない犯罪だということを強く申し上げたいと思います。そして、このような犯罪に対しても得た利益を吐き出させるだけでは不十分であり、やり得とならないように懲罰的罰金を重課することが必要であると私は常々これまで主張してまいりました。

なかなか、これ金融庁の方も固くて、他の刑罰

との並び等々を言うもので重くなつてこなかつたんですけれども、今回少し改善はされているものでございますと、お配りしておる資料一

の、海外を見てみると、お配りしておる資料一でございますが、例えばアメリカの場合、インサイダー規制では、他人の計算の場合の課徴金額は取引自体の利得の最大三倍であり、刑事罰も二年以下ということで、非常に厳しいものになつております。やはり自由な取引をする一方、責任も

あります。やはり自由な取引をする一方、責任もあるということだと思いますし、私も経済の分野に身を置いておりましたので、とりわけこの分野の方々は計算高いといいますか、非常に利にさとい方々ですので、自分のやつたことが割に合うかないかということで判断をする傾向に私はあるんだと思います。そういう意味で、まあこのぐらいやつても大したことないというようなことを少しだって思うとやはりこのようないくつかの犯罪は防げないわけで、このようなことをやればこんな大変になるとなるんだということを身にしみて感じることになります。

また、資産運用業者がインサイダー取引を行つた場合の課徴金につきましては、一連の公募増資インサイダー取引事案に当てはめて試算をいたしましたと、課徴金額は欧米と比べても相応の水準へ引き上げたことになろうかと思つております。例えは、最近でありますとエルビーダ、現行法ですと十二万円でありますけれども、今回の規定を当てはめますと二億八千五百六十万円になろうと思つます。また、みずほフィナンシャルについてや

りますけれども、今回では八千八百六十八万円になりますけれども、今回では一千八百六十八万円になります。また、今直ちにまた更に引き上げるというよ

ういうので、約一千百倍ぐらいになろうと思つておりますので、そういう意味ではかなり、相当な抑止効果が期待されるものとなつております。これを今直ちにまた更に引き上げるというよ

うなことではなくて、現行、まずはこれでやらせていただきたくと考へております。

そういう意味で、法体系が少しアメリカとは異なるんですねけれども、我が国でも経済犯罪、金融法違反についてはやり得を許さず、収益を全て吐き出させ、かつ懲罰的罰金が必要と私は考えておりますが、金融担当大臣のお考へをお聞かせください。

そういう意味で、法体系が少しアメリカとは異なるんですねけれども、我が国でも経済犯罪、金融法違反についてはやり得を許さず、収益を全て吐き出させ、かつ懲罰的罰金が必要と私は考えておりますが、金融担当大臣のお考へをお聞かせください。

○國務大臣(麻生太郎君) 御指摘のありましたよ

うに、不正行為がやり得ということにならないよう

うに適切に違反抑止を図つていくことは、これはもう当然のことと、極めて重要なところだと思つております。

一方で、罰則の水準につきましては、今、尾立先生のお話がありましたように、他の規定とのバランスとか、また違反行為に対する抑止力とか違

反行為の悪質性等々を考慮する必要がある

うと存じます。この金商法の課徴金制度について

は、憲法が禁止をいたしております二重処罰にな

ることにならないよう、違反行為にかかる利得

相当額を基準として定められているということも

考えておく必要があろうと思つております。

その上で、今般の改正法案は、以上のような点を踏まえながら罰則や課徴金の引上げを行うものでございますが、例えはアメリカの場合、インサ

イダー規制では、他人の計算の場合の課徴金額は取引自体の利得の最大三倍であり、刑事罰も二年以下ということで、非常に厳しいものになつております。やはり自由な取引をする一方、責任も

あります。やはり自由な取引をする一方、責任も

あります。五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金ということにいたしております。

また、資産運用業者がインサイダー取引を行つた場合の課徴金につきましては、一連の公募増資インサイダー取引事案に当てはめて試算をいたしましたと、課徴金額は欧米と比べても相応の水準へ引き上げたことになろうかと思つております。例

えば、最近でありますとエルビーダ、現行法ですと十二万円でありますけれども、今回の規定を當てはめますと二億八千五百六十万円になろうと思つます。また、みずほフィナンシャルについてや

りますけれども、今回では一千八百六十八万円になります。また、今直ちにまた更に引き上げるというよ

ういうので、約一千百倍ぐらいになろうと思つておりますので、そういう意味ではかなり、相当な抑止効果が期待されるものとなつております。これを今直ちにまた更に引き上げるというよ

うなことではなくて、現行、まずはこれでやらせていただきたくと考へております。

そういう意味で、法体系が少しアメリカとは異なるんですねけれども、我が国でも経済犯罪、金融法違反についてはやり得を許さず、収益を全て吐き出させ、かつ懲罰的罰金が必要と私は考えておりますが、金融担当大臣のお考へをお聞かせください。

そういう意味で、法体系が少しアメリカとは異なるんですねけれども、我が国でも経済犯罪、金融法違反についてはやり得を許さず、収益を全て吐き出させ、かつ懲罰的罰金が必要と私は考えておりますが、金融担当大臣のお考へをお聞かせください。

○國務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありましたA-I-Jの再発防止策に関しましては、昨年の四月に年金運用に関する有用性の高いわゆる情報を収集する専門の窓口、いわゆる年金運用のホットラインを開設させていただいております。年金運用の専門家による分析を加えておりますほか、昨年の十二月に内閣府令を改正し、投資運用業者が当局に提出する事業報告書の記載事項を拡充するというなどいたしております。

また、昨年の二月、これは全ての投資一任業者に対し二次にわたる一斉調査を実施しております。また、証券取引等監視委員会では、一斉調査の内容も踏まえまして、投資一任業者に対する集中検査等も同じく実行させていただいております。

また、その対象取引先につきましては、風評被

害につながりかねないということから言及は差し控えたいと思いますが、これまで二社に対し集中検査を踏まえた上で行政処分を行つております。

今後とも、金融庁、証券取引等監視委員会においては、この問題に関して一体となつて

対応策を適切に実施、運営をいたすとともに、これは人材を育成しないといかぬところでもありますので、人材の育成、登用、検査、監督の手法等々、いろいろ開発に努めて、今後ともこの種の事件というか問題の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

今、御発言の中で、一社に対して行政処分があつたということでございますが、実務のことなりで森本さんにお聞きした方がいいかも分からなんでしょうか。いづれども、二次調査の結果ということなんでしょうか。

○政府参考人(細溝清史君) 私ども、一次、二次ましては証券取引等監視委員会と情報を共有して調査をしておりますが、その調査の内容につきまでは

それで、今御指摘の行政処分二件でございますが、それらにつきましては、証券取引等監視委員会が実施していた検査の結果、法令違反が認められたとして行政処分の勧告があつたと、それに基づきまして行政処分を行つておるというものでございます。

○尾立源幸君 それでは、二次調査というのもうこれで終了したことなんでしょうか、それとも引き続きまだ継続するということなのか。細溝さん、お願ひします。

○政府参考人(細溝清史君) 非常に数が多い、業者数が多いものですから調査は続行しております、その調査の過程で問題が分かつたもの、ないしは情報を共有した方がいいものにつきましては監視委員会と情報を共有しておるということです。三枚目でございますが、決算情報の公表前閲覧が大きな問題となりました。

お願いします。

されでは、別の問題でございます。今年の三月に新たなまた事件といいますか、事故が出ております。それは新聞を用意させていただいていま

す。一枚目でございますが、決算情報の公表前閲

ジで一瞬に公開するということで、あらかじめ何か各金融機関、会社等のサーバー上にファイルを置いておくらしいんですけども、そのファイル名が非常に推測しやすいようなファイル名になつてるので、適当に検索すればそのファイルに当たつてしまうというような話らしいんですけれども。

こういうことで採り当てて、事前に未公開情報にアクセスした上で行う株取引について、金融庁が見解を受けた上で成立を、もうこれしたんですかね、と思いますけれども。

また企業はどの程度これを受けて対策を講じているのか、大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) まず、見解でありますけれども、いわゆる正式に公表される前の会社情

報というものが閲覧をされて株式の売買が行われるということは、これは市場の公平性を著しく損なうということになります。これは当然のことであります。したがつて、上場会社におきましては情報管理というものの体制が徹底されしかるべき、徹底されおかなければならぬ、これは当然のことであろうと存じます。

現実問題、それがなされていないということでありますので、金融庁の対応といたしましては、今回のこの問題の発生を受けまして、各証券取引所は四月五日付で、上場会社等に対して会

社情報を自社ウェブサイト等に掲載する際の留意事項を出しております。また、各証券取引所において取引所規定を改正して、重要な会社情報を自

社のウェブサイトに掲載する際にはいわゆる遵守事項をきちんと定めるということを六月中に施行をすることを予定にいたしております。

企業の対応状況ですけれども、各証券取引所が

全上場企業を対象に調査を行つておりますけれども、一部の社の情報管理に問題はありましたものの、既に全社が必要な改善策を実施済みとの回答があつたと承知をいたしております。

○尾立源幸君 よろしくお願いいたします。

それでは、A-I-J事件を受けて、厚生年金基金の問題も御案内のとおり非常にクローズアップされ、今回法案が提出され、制度の見直しが行われました。当時我々は与党でございましたが、そのときは厚生年金基金制度そのものを廃止すべきと、こういう踏み込んだ提案をいたしましたが、いなかつたんですねが、衆議院で附則の修正を行いました。

今回の政府提出の法案ではそういうふうになつて、厚生年金基金制度そのものを廃止すべきと、こういう踏み込んだ提案をいたしましたが、も作つた上で成立を、もうこれしたんですかね、と思いますけれども。

まず、今回の法案で制度の廃止まで踏み込まなかつた理由について、厚生労働省にお聞きしたいと思います。

まず、現在における厚生年金基金の現状は先ほどの報告とはどう変わっておりますでしょうか。

○大臣政務官(とかしきなおみ君) お答えさせていただきます。

厚生年金基金は、これは国がつくった制度であります。この基金を持つて適正に運用していく基金まで強制的にこれを廃止をしろというのはちょっと問題があると、このように考えております。このため、基金につきましては、自主的な移行を促しつつ、存続という選択肢を残させていただいております。

現状を報告させていただきますと、平成二十四年度末の推計ですけれども、代行割れの基金数は全体の四分の一程度に減少しております。そして、今株高でありますので、保有資産の額が上昇しているという状況でありますので、ある意味今の経営の状態を考えれば解散の好機であるというのは間違いないかと思います。今回は、特に代行割れの基金のなるべく早く解散を促すために、まずは事業所間の連帯債務を外すということと、分割納付の金利を固定金利にさせていただく、さらに、最長納付期間を十五年から三十年に延長するという、こういった見直しを行うこととさせていただいているります。

いなんですかね、予備軍が五割ということで、健全に運営されていると見られますのが約一割ということになります。ですから、今回の法律案でこれは事実上の廃止に近い状況になるということになります。

法律案の内容におきましては、基金の新設は停止させていただくということと、施行日より五年

以降は十分な積立金を持たない基金には解散命令を出す、十分な積立金といいますのは代行資産の約一・五倍以上ということにさせていただいてお

ります。ということで、ほかの、厚生年金基金制度は全体として縮小させて、さらに企業年金への

移行を促していって、財政状態に応じた適切な対応を促していきたいと、このように考えております。

○尾立源幸君 予備軍も含めて九割ぐらいが解散を選択する方向だということで、一割についても企業年金等に移行をこの間にしていくべしという

お話かと思いますけれども、是非しっかりとウォツチをしていただきたいと思いますし、また、今株式市場がそこそこ以前に比べると好調だというこ

とで、運用環境も以前より良くなつてていると思います。

それで、現在における厚生年金基金の現状は先ほどの報告とはどう変わっておりますでしょうか。

○大臣政務官(とかしきなおみ君) お答えさせていただきます。

厚生年金基金は、これは国がつくった制度であります。この基金を持つて適正に運用していく基金まで強制的にこれを廃止をしろというの

はちょっと問題があると、このように考えております。このため、基金につきましては、自主的な

移行を促しつつ、存続という選択肢を残させていただいております。

現状を報告させていただきますと、平成二十四

年の三月末の状況であります。全体の基金が五百六十二基金、その中で代行割れを起こしております。このため、基金につきましては、自主的な

移行を促しつつ、存続という選択肢を残させていた

ただいております。

現状を報告させていただきますと、平成二十四

年の三月末の状況であります。全体の基金が五百六十二基金、その中で代行割れを起こしております。

このため、基金につきましては、自主的な

移行を促しつつ、存続という選択肢を残させていた

ただいております。

法律案の内容におきましては、基金の新設は停止させていただくということと、施行日より五年

以降は十分な積立金を持たない基金には解散命令を出す、十分な積立金といいますのは代行資産の約一・五倍以上ということにさせていただいてお

ります。このため、基金につきましては、自主的な

移行を促しつつ、存続という選択肢を残させていた

ただいております。

法律案の内容におきましては、基金の新設は停止

させていただくということと、施行日より五年

以降は十分な積立金を持たない基金には解散命令を出す、十分な積立金といいますのは代行資産の約一・五倍以上ということにさせていただいてお

ります。このため、基金につきましては、自主的な

移行を促しつつ、存続という選択肢を残させていた

ただいております。

○尾立原幸君 今、運用環境がそこそこのようですよという話を政務官も御認識を共有されたと思うんですけれども、なぜ来年の四月一日からということでこんなに時間掛かるんですか。もう、すぐ解散できるようにしてあげた方がいいんじゃないですか。来年の四月になつたらまた下がるかもしれませんよ、株は。

○大臣政務官（とかしきなおみ君）済みません
記録整理とかそういうことを事前に受け付けた
りということで、ちょっと調整の時間が掛かると
いうことで、時間を取らせていただいている次第
であります。

で固まつてきておりますので、これ変えるのに
ちよつと六ヶ月というわけになかなかいきません
ので、もうちよつと時間をいただければその方向
で動き始めたなというのが見える形にさせてみた
いと思つております。

○尾立元幸君 私は銀行等の業務で監査の仕事
等々もやつておりましたけれども、銀行マンのマ
インドというのは、やっぱりリスクを取らない、
減点主義が基本ですのでなるべくリスクを取らな
い、問題がないようにといふことなんですね。そ
ういう意味では、目に見える形で担保があれば、
これは客観的に誰が見てももう文句付けようない

で固まつてきておりますので、これ変えるのに
ちよつと六ヶ月というわけになかなかいきません
ので、もうちよつと時間をいただければその方向
で動き始めたなというのが見える形にさせてみた
いと思つております。

○尾立源幸君 私は銀行等の業務で監査の仕事
等々もやつておりましたけれども、銀行マンのマ
インドというのは、やっぱりリスクを取らない、
減点主義が基本ですのでなるべくリスクを取らな
い、問題がないようにということなんですね。そ
ういう意味では、目に見える形で担保があれば
これは客観的に誰が見てももう文句付けようない
わけなんですけれども、なかなかやつぱりキヤツ
シユフローまでいくと、事業性、収益性というこ
とになつて判断が入つてきますので、万が一何か
焦げ付きがあつたときには責任が問われるという
ことで非常に萎縮をしてしまうという部分がある
と思いますので、是非その辺りは金融庁も一体と
なつて指導をしていただきたいと思います。

もう一点、住宅ローンの話をさせていただきました
いと思います。これも、これから消費税が上がる
かも知れないという中で非常な需要が出てくる部
分だと思います。持家の部分でございます。

今回、住宅ローンの借入時に関する話なんです
けれども、この貸し手である銀行がローンを組む
ときは普通抵当権を設定いたします。さらに、連
帯保証人も要求をいたします。さらには、万が一
のことがあつてはいけないということで、団体信
用生命保険へ加入なども、これもパッケージで求
められるわけでございますが、さらに、さらに銀
行は、これでもかというぐらいなんですかられど
も、自分の実質的子会社である保証会社に借り手
が保証料を払つて保証を依頼するというケースが
これまでずっとでした。

ただ、この商習慣もやつぱり一方的に借り手に
全てを押し付けるのはおかしいじゃないかといふ
ことで、一部保証料なしの融資というものが数行
やり始めておりますけれども、この点について、
まず金融担当大臣の御見解をお聞かせいただきた

いと思います。
もう一つ続きで質問をしておきますが、抵当権設定費用についても、これまた借り手全額持ちはんですね。やっぱりこれ、折半じゃないですかね、普通は。貸し手、借り手が対等の立場であるという我々認識なんですかけれども、そういう意味では折半が常識的だと思うんですけれども、これまた一方的に借り手に負担させているというのが現状です。この点について、麻生担当大臣の御見解をお聞かせください。

○國務大臣(麻生太郎君) 最初の御質問に関しましては、これは、いろいろな金融商品というか、そういうふたものが出てきたというのは、借り手の方としては選択肢が増えるということを意味しますので、それが信用あるものであれば、極めて選択肢の幅が広がった点は歓迎されかかるべきところだと思つております。

また、住宅ローンに係る抵当権の設定の費用に関しましての取扱いが、借りている方が全部払うというのはおかしいぢやないかという御指摘なんだと思いますが、これは基本的に銀行と債務者間の契約の話ですので、当事者が決めていただく以外にないんですが、これを当局としてこれにしろと一律的に決めるということは、これはなかなか難しいと思つておりますが。

いずれにいたしましても、個々の契約は費用の負担、いわゆる先ほどの登録料の負担を含めまして、貸付条件の全体について顧客と銀行との間で理解と納得というものが得られた上で締結されるということが重要なんですが、これは金融が強いとどうしてもそちら側に寄らざるを得なくなるということなんで、これまで金融も、その銀行が駄目ならこの銀行という、こちらの選択肢が広くなればそれはその分だけこちらの立場も強いということになつてまいりますので。

そういった意味では、私どもとしてはいろんな意味で一方的なことにならないように、それはそのときの銀行の立場は今と違つて、昔はまた違つたものでしたし、時々で違うのですが、總じ

いと思 います

四

<p>て、先ほどの御質問ですけれども、土地の値段がずっと上がつていったときには、もう土地さえ持つておきさえすれば少々おかしくても必ず土地の値上がりの分だけで回収できるというような土地本位制みたいな形の部分が長く続いていた時代から土地がずっと下がつていった時代になつて、融資の態度も大分変わつた、加えてそこにデフレが掛かりましたので、いろんな意味で銀行の対応も随分変わらざるを得ないとは思つておりますけれども。</p> <p>まだまだ今言われたような点も多々あろうと思いますので、この点には、基本的には一対一の間の契約状況ではあろうと思いますけれども、私どもとしては、こういつた顧客というか、借り手に対する対応等々につきましては説明等々がきちんとされないと、情報不足によって不利を被るといふことのないよう、丁寧な説明というものを求めていかなければならぬと思つております。</p>	<p>○尾立源幸君 民民のことなのでということだと思いますが、私はちょっとここで立ち止まつて考えますと、これはずっと歴史的な経緯のある習慣、商慣習というんですか、なんだと思いますけれども、先ほどの保証料の例でも少し違つた動きが最近出てきてるよう、私はこれも銀行にとって新たなビジネスチャンスなんじゃないかなと実は思つております。</p> <p>今、銀行が全部談合しているのかどうか分かりませんけれども、例えば抵当権設定費用を半分銀行が持ちますよといえ、どつと私はお客様が来るんじやないかなと思います、まあ半分とは言わず何割でも、いろいろそれはマーケットシェアとの関係でお客が増える分の利益の中から負担ができる部分というのは出てくると思うんです。</p> <p>そういう意味で、これは今日の質疑が一つのきっかけで新たなそういうチャレンジする銀行が出てきて、より消費者また利用者にいい立場に立つた銀行が出てくれればな、金融機関が出てくればなど、そんなふうに思つてはいるんですけれども、麻生大臣、いかがですか。</p>
<p>○國務大臣(麻生太郎君) 最もリスクを取るといふことをしない業種が多分金融業だと思っておりまますので、半分ね、なかなかそんな度胸のある頭を取りますかね。ちょっとと正直、私の知つてはいる範囲でなかなかそういう方を最近見かけませんけれども。</p> <p>○尾立源幸君 ありがとうございます。また、銀行トップの方ともお会いされる機会は多いですようから、少し大臣からも機会があればこういう話をしておいていただければと思います。</p> <p>それでは次に、今回の法案とは直接関係ないのフォローをさせていただければと思います。</p> <p>ですから、少しだけこういう話を聞いておいていただけたと存じます。</p>	<p>○國務大臣(麻生太郎君) 最もリスクを取るといふことをしない業種が多分金融業だと思っておりまますので、半分ね、なかなかそんな度胸のある頭を取りますかね。ちょっとと正直、私の知つてはいる範囲でなかなかそういう方を最近見かけませんけれども。</p> <p>○國務大臣(麻生太郎君) 最もリスクを取るといふことをしない業種が多分金融業だと思っておりまますので、半分ね、なかなかそんな度胸のある頭を取りますかね。ちょっとと正直、私の知つてはいる範囲でなかなかそういう方を最近見かけませんけれども。</p> <p>○國務大臣(麻生太郎君) 最もリスクを取るといふことをしない業種が多分金融業だと思っておりまますので、半分ね、なかなかそんな度胸のある頭を取りますかね。ちょっとと正直、私の知つてはいる範囲でなかなかそういう方を最近見かけませんけれども。</p>
<p>○副大臣(寺田稔君) お答えをさせていただきます。</p>	<p>損益通算のデリバティブへの拡大について平成二十六年度税制改正要要求においてどう取り扱うことになるのか、お考えを、副大臣、お聞かせください。</p> <p>金融厅として、総合取引所実現を条件として、真偽は分かりませんので、まずそこを確かめさせていただきたいと思います。</p> <p>そこで、まずは次に、今回の法案とは直接関係ないのフォローをさせていただければと思います。</p> <p>ですから、少しだけこういう話を聞いておいていただけたと存じます。</p> <p>○副大臣(寺田稔君) お答えをさせていただきます。</p> <p>その点については、実は本年の三月二十六日の当委員会での質疑、古川委員からの質問、全く同じ質問がございました。私の方からは、これから話、二十六年度の税制改正要要求でありますから、具体的な方針はこれから策定をさせていただいているふうに答弁をいたしております。</p> <p>委員御指摘のとおり、この附帯決議あるいはまた税制改正大綱等におきまして、金融税制の一元化、これはずっと金制調時代から現在の金融審議会も含め議論をいたしております。損益通算の拡大についても、過去、我々金融厅の方から税改要望として財務省の方に提出をいたしております。</p> <p>○副大臣(寺田稔君) 総合取引所の推進につきましては、六年前、まず我々閣議決定をいたしてあります。そして、この安倍内閣成立後も、規制の総合取引所の推進については、大変積極的かつ前向きな議論をいたしております。既に法改正も成立をし、残余の環境整備また法整備等も図りながら、その早期の実現を目指してまいりたいと思います。</p> <p>○尾立源幸君 分かりました。</p> <p>それでは次に、不招請勧誘についてお聞きをしたいと思います。</p> <p>この有価証券先物や為替先物等の金融商品については、個人を相手とする店頭取引は不招請勧誘禁止の対象となつておりますが、取引所取引は不招請勧誘禁止の対象外となつております。一方、商品先物については、これはもう大門委員がずっと御承知のとおり、金融派生商品の取引の七八%は日本取引所の取引であります。損益通算を株式、そして公社債投信等、さらに派生商品まで拡大すると金融取引全体の活性化にもつながる、そして、先ほど委員御指摘のとおり、総合取引所の実現に向かた一つの大きなインペトスになるものと確信をいたしております。</p> <p>このうち、この税制の一元化については平成二十五年度の税制改正大綱において、デリバティブを含む金融所得課税の一体化については総合取引所の実現にも資する観点から検討するということについて不招請勧誘が付されております。また、報道によりますと、金融庁は、総合取引所実現を条件と</p>

も。このように、商品先物については、規制を強化してきた部分と一部緩和するという、こういう二つの流れがあるわけなんですかけれども、今回、総合取引所というようなことを実現する上でどのようにこの不招請勧誘については取扱いを考えているのか、検討しているのか、お考えをお聞かせください。

○副大臣(寺田稔君) 委員御指摘のとおり、この不招請勧誘規制については両面の考え方がある存在をいたしております。そして、その行為規制の在り方についてもおつしやるところ、金融取引の世界、あと商品先物取引の世界ではやや非対称な面が見られるわけであります。この総合取引所における行為規制などにつきましては、現在の金融商品取引法の規制、これを原則として適用していくことになります。

ただ、その際、幾つか考慮しなければならない考慮事項もあるわけであります。すなわち、この商品先物取引法におきます現状の規制及びその実施状況、現状の規制、これはまあ今省令改正についても言及されましたが、そして、その実施状況と適用状況、また、その垣根を取り払って横断的な総合取引所を創設をするんだという基本的な考え方の下では当然統一的な規制といふことも念頭に置かなければならない、そのように考えております。

したがつて、この両面ある中で、御指摘の不招請勧誘規制につきましても、関係各方面的御意見も伺いながら、そしてまた、その実施状況、実態もよく見ながら今後検討してまいりたい、そのように考えております。

○尾立源幸君 セっかく被害が減ってきているわけですから、ここがゆめゆめまた逆戻りすることがないように、その点だけはしっかりと検討した上で制度を仕組んで、つくっていただきたいなと思っております。

次に、将来の総合取引所の形についてお伺いを若干したいと思いますが、総合取引所の望ましい

姿というのは、私個人的には、今の日本取引所のグループ、JPXとの東京商品取引所が合併をするのが私は望ましいのではないかなど、このようと思つております。

しかし、今、やっぱり様々な役所の縦割りの中、そう単純にいかないよというような声もちらほら聞こえております。その一つの理由として、あつてはならないことだと思うんですねけれども、

東京商品取引所が今、歴代経済産業省幹部の天下り先となつておるという事実がございます。

資料の四ページ目、御覧いただけますでしょうか。これは、過去十年間の、国家公務員の方で、東京商品取引所と、また清算を担うその子会社の日本商品清算機構にどれほど退職の方が再就職しているかを一覧にしたものでございます。

これを見ていただきますと、誠にきれいな形で大下りが続いているということがお分かりかと思ひます。平成二十年には福井日銀總裁も社外取締役に名を連ねていらつやるという、非常に格式の高いところなのか分からぬですが、こういう状態です。現在のちなみに江崎社長で五代連続で経済産業省出身者なんですかとも、産業政策局長を務めた後、野村總研顧問、商工中金の理事長の後、この当法人の顧問を経て社長ということです、いわゆるわたりをされてきています。そして、子会社の日本商品清算機構の取締役になつて、います。また、この社長だけでなく代表執行役員も同じでございます。

このようにして見てみると、東京商品取引所は、まさに経済産業省の大下り指定席となつております。このようなものは私は許すべきではないと考えますが、御所見をお聞かせいただきたいと思います。寺田副大臣並びに経済産業省、よろしくお願いします。

○副大臣(寺田稔君) 当然、総合取引所の一日も早い実現に向けて我々金融庁といたしましては、金融と証券と、そして商品を一元化し、利用者利

便の向上を図るべきであるというふうに考えております。

今委員御指摘の東京商品取引所及びその子会社である日本商品清算機構、確かに、委員の資料にありますとおり、過去十年間の状況を見ると非常に偏った状況にある、経済産業省のOBあるいは農林水産省のOBが多数行かれているというのが実態であろうかと思ひます。

一日も早くこの総合取引所を実現をし、利用者が利便の向上に沿うように、そしてまた、ちゃんとした総合取引所としての合併の形でもつてJPXと商品取引所が同一の金融のガバナンスで運営であります。しかし、天下りあるいはわたりということがあります。

○大臣政務官(平将明君) 尾立委員、また民主党という政党が天下りに対して大変厳しい立場でずっと臨んできたということはよく承知をしております。その際に、民主党政権が天下りについて見解を整理をしたときに、府省庁によるあつせんは駄目ですと、政務三役又はOBによるあつせんは法律では禁じられていません。結果として、JPNなんかに財務省の事務次官が天下りをしましました。そのときは、大臣だからこれは大丈夫なんだ

と。その後、政務三役についてもこれはやめようということになつたわけであります。その枠組みを今の政権も引き継いでおります。すなわち、府省庁によるあつせんをされている、政務三役によるあつせんは、これは禁止をされていないけれど、安倍政権としてはこのあつせんをすることはしないということになつております。

そういった枠組みからすると、違法ではないと。しかしながら、どう見てもやっぱり異様な形なんだと正直思います。もっと多様な人材を登用すべきではないかとも思いますが、また指定席というのは時代にそぐわないんだというふうに思つております。

○尾立源幸君 これは、今まで経済省、農水省それぞれの役所の担当だったということでこういう

ことになつてゐると思うんですけれども、私が危惧しておりますのは、こういう天下りボストを確保せんがために総合取引所の実現が遅れる又は障害になるということは私はあつてはならないと思つております。

だから、いろんな理由を付けて、いろんなことをおつしやつてこの組織を存続させようという抵抗勢力が私は出てくると思うんですけれども、これはきつぱりと立ち向かつていただきたいと思ひます。

○副大臣(寺田稔君) もちろん経済産業省も一生懸命、そうした天下りあるいはわたりということではなく一生懸命頑張られているんだとは思ひます。ですが、金融副大臣、いかがですか。

○副大臣(寺田稔君) もちろん経済産業省も一生懸命、そうした天下りあるいはわたりということからも、また国際競争力の強化の観点からも、証券と金融と商品を一体管理するガバナンスの観点からも、まだ国際競争力の強化の観点からも、是非一日も早い総合取引所の実現が不可欠ではないかというふうに思つております。

この点は、実は私も担当させていただいておりました。現実の観点からも、さらにやはり規制改革会議の創業ワーキングの場でも議論をしてまいりました。現実、商品取引がどんどん細つております。諸外国、どんどん取引量が伸びる中、我が国の商品取引になつてしまつて、ます規制改革会議の創業ワーキングの場でも議論をしてまいりました。これはまさにそうした総合的な取引のらち外にあるというふうなことが一つの大きな要因ではないかというふうに考えております。一日も早い実現を目指してまいりたいと思います。

○尾立源幸君 ただ、私もその総合的な取引所を考えていくべきだと思うんですけれども、一つ心配事もないことはないわけでございます。それは、韓国やシンガポールなど先にこの総合取引所というものを実現した国で、この商品の部分が結果的に非常に先細りをしてしまつたというような配事もないことはないわけでございます。

○副大臣(寺田稔君) おつしやるような韓国の例

私も知っております。ただ、やはりこれから
取引の総合化の流れの中で、これは様々な要因によ
つて取引量あるいは市況なども決まってくるわけ
であります。総合取引所になったからという理由
では私はないものというふうに考えておりま
す。韓国の場合、御承知のとおり、いろいろな
商品取引におけるちょっとした諸外国と異なるレギュ
レーションが存在をいたしております。

いかについても検討されることになります。

こうした観点から、同種の商品が複数の取引所に同時に上場されることは市場の混乱をもたらすおそれがある点については留意が必要であると考えられます。さらに、例えばエネルギー分野においては、相互に関連を有する商品群については同一の取引所で扱われることが望ましいと考えています。

味なんでしょうか。でも、今上場させていますよという意
○政府参考人(豊永厚志君) 意味なんでしょうか。ちよつとお聞きしたい。
委員の今おつしやられたとおりだと存じます。当初は更に大きな取引量を期待していたということですけれども、商品の中には、その時代の産業構造の変化等々からそれを下回る状態に行つておるもののが生じているのは事実でございます。

じ認識でございます。政府としても、これまでの金融商品取引法の改正を通じて取引所の連携、統合を容易にしたり、金融所得課税の一元化を努めてきたところでございます。

代表的な例を見ましても、これはかなりそうした穀物取引あるいは商品取引も金融の世界に引き込むことによってより活性化をし、ヘッジングの機能も含めて取引全体の活性化が期待できるものと思っております。

もございました。その他もろもろがありますが、まず、取引量に絞つて一つお聞きしたいと思いますが、この同意の基準として一日当たりどれだけの取引量が必要なのかと。この委員会でも何度か質問があつたかと思いますが、例えば、東京商

事業者がいて、それをリスクヘッジする、またその価格に基づいて実際の値決めをしているという方がいらっしゃるのは事実なので、少ないからといって取引がなされている間に上場を一方的に廃止するということについては、そうなつていなければ見えてござります。

○尾立源幸君 是非、新たな枠組みで我が国に新たな資金の流れや、また商品が取引されることを私は切に希望し、またそのことを実現していただきたいと思います。

X、日本取引所グループが独自の商品先物市場を東京商品取引所とは別に自分のグループの中につくるといった場合に、金融庁はこの業務について認可をする必要があります。また物資所管省の同意を得る必要がありますが、平政務官、経産省を代表して、そういう場合は同意はされますか。

年度では三十七枚ということになつております。これが十分かどうかということは、御見解をお聞きしたいんですけども、仮にこのようなことであれば上場が可能だということでどうか。

○政府参考人(豊永厚志君) お答えさせていただきます。

ない部分があると思うんですよ。その一つとして、先ほど申し上げましたこのガバナンスの体制でも一つだと思っています。そういう意味で、やはりこのままいけば先細りなんですよ、先細り、増えることはない。だからこそ、新しい仕組みを我々国会でも同意をして、承認をして、つくつたまゝです。

いります。よろしくお願ひをいたします。
まず最初に、議決権保有規制、いわゆる五%ルールについて質問させていただきたいと思います。

日本取引所などの金融商品取引所が商品先物を上場する場合には、昨年九月に改正をされた金融商品取引法に基づいて商品所管大臣、農林水産省、経済産業省の同意の下で金融担当大臣が認可を行ふこととなっています。今後、日本取引所が商品先物を上場する場合には、商品所管大臣がどのような判断を行うかは、上場する商品の商品特性や産業構造などによる事情が異なるため、あらかじめ画一的な基準を示すことは適切ではないと考えております。

説明がありましたように、十分な取引量が見込ま
れるということを確認いたします。しかも、当業者
と言われる、実際、二十人以上の取引に参加す
るプレーヤーがちゃんといるということを確認
し、その過半数が商社とか石油の元売といったと
うなその商品にかかわる人たちだということをも
認するようしております。

そういう観点から取引がある程度確実に将来
にわたつて行われることを確認しているわけでござ
いますけれども、委員御指摘のように、当初の
もくろみに反して取引が停滞する例は実際はござ
いません。

以上であります。

○尾立源幸君 ちょっとよく分からんではすけ
れども、これは当初、十分な取引量というは
この今の枚数を想定していなかつたということな
ります。

そういう意味で、新たな仕組み、また新たなチャレンジに向かつてしっかりと踏み出すことを、決意を聞かせていただきたいと思うんですが、金融庁とそれと経産省両方から政務でお願いいたします。

○副大臣(寺田総君) 委員の御指摘のとおり、我々としては、一日も早く新たなこのガバナンス、すなわち合併、事業譲渡の形態によります総合取引所の実現、これを早期に目指してまいりたい、そのように考えております。

○大臣政務官(平将明君) 今、先物商品については、その独自性というか、特性をお話をさせていただきましたが、一方でシステムを始めとする営業コストを小さくしたり投資家の選択肢を広げたりする観点から、一括して取り扱う総合的な取扱いが有力な方策であるということは我々も全く同

柔軟に資本性の資金を供給できるように緩和をすると、こういう措置が盛り込まれています。この銀行の株式保有については、例えばアメリカでは銀証分離の原則を徹底させる考え方から、一九三三年のグラス・ステイガル法以来、原則禁止をしています。一方、ヨーロッパでは、ユーバーサルバンク制の下、一般事業会社の議決権保有自体を制限することはしていませんが、銀行の健全性確保の観点から、株式保有の総額に一定の制限を掛けています。各国によってやつぱりいろいろと違うわけでありますので、これはやつぱり日本においても日本の実情に応じた規制をかけていかきやならないというふうに思います。

実は、この五%ルールをめぐっては自民党の部会でもかなりいろいろな議論がございましたが、私は今般の改正はいわゆる銀行の健全性と地域経

第五部 財政金融委員会会議録第九号 平成二十五年六月四日

済の再生のバランスを取った改正になつてゐるというふうに思ひます。そして、特にやつぱり現在の地域経済を再生していく中で、銀行が資本性の資金を供給しやすくするということは私は極めて意義があるというふうに思つております。

なり、そのリスクを取らないという資本家に対し、代わりに銀行としてこれはいけると思えば、このところに金が出せるようなものにするということにした方がいいのではないかと、現状に即ち、しているのではないかということを考え、基本的

そこで、ますこの銀行の健全性という観点と地域経済の再生ということを踏まえて、こうした見直しを行うこととした背景とこの見直しの狙いについて麻生大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは野上先生御指摘になりましたように、5%ルールというものがそ

○野上浩太郎君　地域経済を考えるときに、是非
これは進めていかなきやならない話だと思いま
す。　　これが進めていかなきやならない話だと思いま
す。　　これは進めていかなきやならない話だと思いま
す。　　これが進めていかなきやならない話だと思いま
す。　　これが進めていかなきやならない話だと思いま
す。

他方、地方における富山なら富山の地域経済でいきますが、そこでリスクマネー取つてくれる人というのはなかなかおられないというのが地方にいる実態だと思っておりますので、そういうリスクマネーの出し手が不足している現状というものを考えたときにおいては、やっぱり銀行がある程度の資本性資金、リスクを取ることによってそのリスクマネー供給するということ、すなわち資本金を出すか金を貸すかというだけの話といえばそれまでの話ですけれども、そういったものを整備することは大変重要な課題だと思っておりますので。

今回は現行の5%の規制は維持をしていきますけれども、傾いてきた会社の事業の再生とか、それから地域経済を活性化させていくための手段としていわゆるある程度効果がもたらされるようなことが期待ができるというんであれば、銀行が資本性資金を供給することによって、地域の経済

チャ一企業にはいろんな職種がありますので、その幅をやっぱり広げていくことも重要だというふうに思いますが、この改正でこの例外規定の拡大とこの見直しを行うこととしています。が、この改正に至った背景、内容と、見込まれる効果についてお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

ベンチャービジネス会社の株式につきましては、銀行等の投資専門子会社が保有する場合は、いわゆる5%ルールの例外とされておるところでございます。それで、先生御指摘のベンチャービジネス会社の定義につきましては、試験研究費等が収入の一定割合以上でなければならぬ等の制限がございまして、それがサービス業等についてはそぐわないのではないかという指摘がなされてきたところでございます。そうしたものを見て、今回、今回の法改正に合わせましてこの定義の拡大を、すなはち試験研究費以外

チャ一企業にはいろんな職種がありますので、その幅をやっぱり広げていくことも重要だというふうに思います。この改正でこの例外規定の拡大との見直しを行うこととしています。が、この改正に至った背景、内容と、見込まれる効果についてお聞きをしたいと思います。

J—REITは、多数の投資者のお金を集めて不動産に投資を行う不動産証券化の一つの形態でありまして、不動産を丸ごと保有することが難しい一般の国民であつても、このJ—REITであれば比較的小口で不動産投資を行うことができます。また、バブル崩壊後低迷が続いていた不動産市場においては、資金の出し手としてもこれは重要な存在となつております。資産デフレ脱却のためにも資するものだというふうに思つております。

今回の法案には、J—REITによる海外不動産の取得を促すために、海外SPCを介した間接取得についての規制緩和が盛り込まれています。これによりますと、現地に設立したSPCが現地の不動産を取得して、J—REITがそのSPCの株式を過半以上保有することで実体的にJ—REITは現地不動産を保有できることになります。

REITのことについて質問をさせていただきたい

この法案の五本柱の一つでもあります投資法人の資本調達と資本政策手段の多様化の中で、J-1

ことで、ちょっと通告の順番、入れ替えて質問させていただきたいと思ひます。

して地域経済のことの質問に入つて行く予定で、たが、島尻政務官がちょつとお時間があると、いう

○野上浩太郎君 ありがとうございました。

れば相応の効果があるものというふうに考えてお
ります。

こうした措置は、銀行のニーズを踏まえた制度改正でございますので、こうした措置が導入され

実態を踏まえまして、今般、保有年限を十五年に延長したいというふうに考えております。

の觀点も入れた定義を導入したいというふうに考えております。

染が発覚した場合、汚染の原因者だけじゃなく、不動産の所有者も多大な損害賠償義務を負う場合がありまして、仮にこのJ—REITが当該不動産を直接保有していた場合、損害賠償の影響がJ—REITの他の保有不動産にも及びかねないわけであります。したがって、別法人格を有するS.P.C.に不動産を取得させることでそうした影響をそのS.P.C.持分に限定するスキームが必要なわけであります。

そこで、今回緩和されるこの規制の適用要件の詳細は今後政令等で検討することとなつていていますが、その際には、この改正が実のあるものになるよう、よく実務の意見を踏まえていく必要があるというふうに思いますが、金融庁の見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官(島尻安伊子君) このJ—REITでございますが、投資内容の透明性や規制の実効性の確保という観点から、不動産等の投資対象資

国においては、購入した不動産の敷地内に土壤汚

以外にも、それぞれの国の不動産取引の実務に応じて様々なものがあると考えられます。例えば米

取得の障害となつてゐる事由は、その国の法令で非居住者の不動産保有が直接受けに禁じられてゐる

しかし、例えば欧米先進国の不動産投資を考えた場合、J-REITTによる現地の不動産の直接

の他の制限により直接取得できない場合にこうした間接取得を認めるといふことになつて、います。

そういう中で、今回の法案では、J—REIT が海外不動産を取得する際、外国の法令の規定そ

きに進めていかなければならぬといふうに思
います。

実を日本の投資家に還元する重要な一步となると
いうふうに考えられますので、今回の改正は前向

す。したがつて、実物不動産の売買に比べて様々な点で弾力的に運用ができるということになると言われています。そして、このことによつてJ-REITは、今ほど申し上げました国内不動産市場における役割を果たすというだけではなくて、国際的な不動産投資を通じて海外の経済成長の果

産を直接保有できるということになつております。今回の改正案でござりますけれども、こうした原則に留意をしつつ、一定の場合にＳＰＣ経由の海外不動産の間接取得というものを認めるものでございます。

○政府参考人(森本学君) 現在、J—I-R E I T が増資いたします場合は、公募増資又は第三者割当で増資の方法が認められておるところでござります。

○政府参考人(細溝清史君) 円滑化法の期限が三月に到来いたしましたが、その後の金融機関の対応や中小企業の実態の把握につきましては、今委員御指摘のとおり、中小企業等のモニタリングに係る副大臣等会議というものを三月に設置して、

す。 ていく取組も進めることが大事だと思いますが、お聞きをしたいと思います。

お聞きをしたいと思います。
○政府参考人(富田健介君) お答え申し上げます。
議員御指摘いただきました経営改善計画策定支
す。

その際の要件でござりますけれども、改正案でござるが、法令の規定その他の制限によりJ—REITが直接不動産取引を行うことができない場合ということにしてござりますけれども、これについて予定では今後詳細を政令で規定していくという予定でございます。その際には、現地の法令が外資による不動産取得を禁止している場合以外にどのような障害が現実に存在するのか、また諸外国における不動産ビジネスに係る諸規制や不動産の流通市場の実態はどうなつているのかについて、実務の意見を踏まえて更なる把握に努め、しっかりと検討をしてまいりたいと思っております。

ITの中でも資金調達に支障を來して破綻したといつた事例もあつたところでございまして、この資金調達手法の充実といつたものがその教訓として重要になつてきております。

こうしたことと踏まえまして、今回の改正案では、投資主への割当て増資、いわゆるライツオーファーリングを導入いたしまして、資金調達手段の多様化を図ることとしたいと考えております。このREITのライツオーファーリング、海外でも盛んに実施されておる資金調達手法でございます。したがいまして、このように資金調達の選択肢が増えますことは、金融環境の変化に対応したJ-REITの財務の安定性に資するものであるというふうに考えております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。

四月十八日、第三回会合が五月三十日に開催され
ております。第二回会合から
関係省庁連携して行つております。第三回会合が
おりまして、これらの会合において報告され
した各関係省庁による各業界、これは借り手業界
でございますが、に対するヒアリングの結果あ
るいは金融庁による金融機関に対するヒアリング
の結果が報告がございました。
金融機関の融資姿勢、貸付条件の変更等への対
応姿勢、あるいは中小企業の資金繰りの状況、こ
れにつきまして、円滑化法施行期間中の三月末ま
でと四月、五月では大きな変化は見られていない
という報告が各省からもあつたところでございま
す。

○野上浩太郎君 今お話をありましたとおり、今
のところ、地元を回つておりますが、銀行の融
資姿勢に大きな変化があると、うことはない、よう
うに思っております。

援事業でござりますけれども、この実績につきましては、三月の八日に受付を開始をいたしましたが、五月二十四日までの間に相談件数が千四百十一件、申請件数が六十四件、それから支援決定件数が四十一件という実績になつてござります。私どもとしては、こうした制度を更に広く御活用いただきための努力が必要だと考えてございまして、施策の周知徹底と併せて、議員が御指導いただきいただきましたよな、中小企業・小規模事業者と認定支援機関とのマッチングの機会、これを仕組みとしてつくっていくということが大切だと思つております。

私どももいたしまして、まず、これまでにも経済産業局が開催をする認定支援機関向けの施策説明会あるいは認定支援機関相互の連携を構築するための勉強会、これをもう一度開催をさせていたどござります。

本日、野上委員から詳細なまた例も挙げていた
だきましたので、この意見も踏まえてしつかりと
検討してまいりたいと思っております。
○野上浩太郎君 ありがとうございました。是
非、J—RE—ITが日本の成長に資するような、
そういう運営をお願いを申し上げたいと思いま
す。

J—I REITの財務の安定性に資するものである
というふうに考えております。
○野上浩太郎君 ありがとうございます。
J—I REITが更に安定した投資手法になる、
そういう改正であると思いますので、しつかり取
り組んでいただきたいと思います。
それでは、先ほどの地域経済に関連した質問に

○野上浩太郎君 今お話をありましたとおり、今のところ、地元を回つておりましても、銀行の融資姿勢に大きな変化があるということはないようですが、この状況を続けていただきたいと思うんですが、一方で、何といいますか、景況感が回復をして、中小企業・小規模事業者が再

私どももいたしまして、まず、これまでにも経済産業局が開催をする認定支援機関向けの施策説明会あるいは認定支援機関相互の連携を構築するための勉強会、これをもう度々開催をさせていただいておりましますけれども、今後こういった場を活用いたしまして、中小・小規模事業者と認定支援機関とのマッチングの機会を設けていきたいという

島尻政務官、結構でござります。

○委員長（藤田幸久君） それでは、島尻政務官 御退席 いただいて結構でございます。

戻りたいと思いますが、経済再生のことを考
るときに、やはり中小企業金融円滑化法が三月末で
切れましたが、これへの対応というのも大切で

生をしていくことにもまだまだ遠い状況だ
というふうに思っています。

ふうに考えてござります。
それから、あわせまして、私どもは今、中小企
業・小規模事業者それから専門家が御活用いただ

○野上浩太郎君 もう一つ、このJ—REITに関連してお聞きをしたいと思いますが、ライツオファーリングについてであります、株式会社のライツオファーリングに関しては会社法で新株予約権無償割当てが認められていまして、その積極的な活用を図るということで平成二十三年の金商法で手続作業が簡略化をされまして、その活用例も増えているというふうに聞いております。

そこで、今般改正でJ—REITにもライツオファーリングという新しい資金調達手段を認めていくことが盛り込まれていますが、その意義についてお聞かせをいただきたいと思います。

自民党では、三月に関係部会、調査会一体となつて決議をいたしまして、政府に申し入れているところであります。やはり四一六とか七一九の辺りの状況というのは非常に重要なたというふうに思います。

そこで、まず、現在の中小企業の資金繰りの状況ですか、あるいは金融機関の融資姿勢を政府として、今、中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣会議というのも開催されているというところでございますが、どのように把握をされているのか、お伺いをしたいと思います。

理士や弁護士や地域金融機関を認定支援機関に認定して、中小企業の経営改善計画の策定を支援する体制を構築しているということになりますが、現時点でのこの経営改善支援センターに寄せられた改善計画や申請書は何件あるのか、お伺いをしたいと思います。

また、あわせて、この認定支援機関に認定された税理士、弁護士が中小企業の情報を得るルートがないで、税理士・弁護士と中小企業・小規模事業者とのマッチングがなかなか進みにくいという指摘もあります。こちらに税理士の西田先生もおられますですが、このマッチングができる限り推進し

けるITを利用した支援ポータルサイトの構築を今進めて、ございますけれども、そうした中におきましても、中小企業・小規模事業者と認定支援機関を含む専門家が一定のコミュニティーを形成する、あるいはマッチングの支援をする、そういう機能を追加をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、身近に相談ができる支援体制をしっかりと構築していきたいと、このように考えております。

四十万社あつて、そして、うち再生支援を必要と
しているのは五、六万社と。この改善計画作りの

すので、これまでと違った別の意味の資金が要ることにならうと思います。

とか、現金購入者も含めた幅広い層を給付対象にすることですとか、さらには過度な性能等の要件

備ですか将来の備えについて金融庁としてどのように考へておられるかお聞かせいただきたいと思

報酬として、予算としては四百五億円、一社当たり二百万ですから二万社ということですかね、二万社分が用意されているということになりますので、そのうちの六十四件ということになりますと大体〇・三%ということでありますので、ここは

そこで、先般、四月の三十日に事務年度の監査報告書の方針というものを改正をしております。読み上げさせていただきますが、日本経済がデフレから昭和二十六年九月にかけては、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や

○副大臣(小淵優子君) お答えいたします。
要を掛けずに幅広い住宅を給付対象にすることがまず
すべきであると思いますが、その取組状況と所見
を小淵副大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣（麻生太郎君） これは御指摘のあります。したとおり、リーマン・ブラザーズのときが一番いい例だと思いますが、アイルランドが一番適切かと思います。アイルランドの対GDP比の債務は

やつぱりしつかりと加速をさせなければならない
というふうに思いますし、是非、税理士や弁護士
が有効に力を発揮できるよう、今の言ったよう
な施策を加速をしていただきたいというふうに思
います。

事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成、成長を強力に後押しするという金融機関の本来果たすべき役割を一層促していくことが求められていると明記をして、こう

住宅の取得者に対する給付措置についてであつて、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅得税に加えて住民税による住宅ローン減税の拡充策を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、与党の税制大綱におきまして、これまでれども、

はたしか二〇〇%、日本の二〇〇%のちょうど十分の一ぐらいだったんですが、アイルランドは財政破綻しました。理由は何かといえば、民間の銀行がサブプライムローンなるかなり怪しげな商品でみんなで手を出して被つた被害で全銀行倒産とい

そしてもう一つは、やはり中小企業・小規模事業者の再生において、計画のみならずやはり資金を担っていくという地域金融機関の役割は、これは極めて重要だと思っています。そのコンサルティング能力を高めて、企業と一緒にになって経営改善支援をするとともに、目利きの能力も高めて、そして適切なリスク管理の下に新規融資に取り組む、あるいは、経営改善を図るための条件交渉など、ある意味では、経営改善を図るための条件交渉など、ある意味では、経営改善を図るための条件交渉など、

いつた支援をきちんとやつていくんだということをお促しております。

いずれにいたしましても、今後、検査とか監督をしていくところにおきまして、以上申し上げた点等々を重点的に配慮しつつ、検証し、金融機関の取組を中小企業なり地域経済活性化に資するという方向で促していきたいと思っております。

政策の観点から適切な給付を講じるとされたことを踏まえて、現在、政府におきまして住宅ローン減税の拡充の効果等を検証しつつ検討を進めているところであります。

うことになりましたので、アイルランドとしては、その全銀行を救済するために全銀行を国有化、それに掛かった経費で結果的にアイルランドも財政破綻ということになつた。

これは極端な例ですけれども、一番、景気の内容等々、当時から見ると最も良かった国の一つかつた一発でどんといつたという、あの例を見ても、各国にとってこれは可らひの付合ひなどあるまい。

更先に対しでは弾力的な追加融資が適切に実行されることが重要であると考えますが、金融庁としてどのように取り組んでいくのか、麻生大臣は目で、金融庁は金融処分ではなく金融育成庁だと、こういう力強い発言をされておられます
が、麻生大臣の御所見をお聞かせいただきたいと
思います。

け早期にお示しするように努めていきたいと考
えています。

となつたのが、この金融危機というものに対する意識が変わった点だと思っております。このことから、国際的にシステム上重要なないわゆる金融機関などに対しては、危機時の金融機関及び当局の対応について、再建処理計画を策定すること、そして関連する主要な海外の当局等と再建処理計画を含めた危機時の対応というものに対

○國務大臣(麻生太郎君) 野上先生の御指摘のありましたとおりに、これは地域の金融機関におきましては、いわゆる企業をコンサルトする、そういったコンサルティング能力の向上、そしていわゆる経営を改善していくような支援等々をきちんとさせます。また、ある程度リスクを取らないことでございませんので、ある程度のリスク管理の下で、新規の融資とか経営改善への支援のためには、追加融資等々が要るというのであれば、その追加融資等々を実行などということを求められていくんだと思つております。特に経営、企業がこう復興していくときには資金繰りが追い付かなくなつてしまふ

思います。また、ローン減税の効果が限定的な所得層であります。前回の消費税増税のときも約二割弱の上件数が減少したということです。そこでどのように対処すべきな影響が及ぼしますので、ここをどのように対処していくかは重要な視点であります。

政府・与党は平成二十五年度の税制改正大綱で住宅ローンの拡充と併せて給付措置を講ずることとしておりますが、やはりこの住宅投資の縮小を防ぐには、給付額がこの減税措置と併せて消費税負担分をかなりの程度緩和できるものが必要だと思

・そういう意味で、今回もこういう有事に対する備えをしておくという観点でこの改正がなされますが、リーマン・ブラザーズの破綻以降、金融の中で重要な金融機関が破綻すれば实体经济に大きな影響が及ぶということは明らかになりました。

して国際的に定期的に議論をすることなどが、G20においてこれは決められた内容だと記憶をいたします。

そういう、金融庁としては、今回のこの法制、制度整備を踏まえた上で、海外当局等とも連絡を一層密にして、仮に将来新たな金融危機等々が国際的に起きた場合においては、これに適切に対応ができるようあらかじめ十分に備えておくというのが一番の背景であります。

○野上浩太郎君 時間が参りましたので、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。

いと思います。

○政府参考人(細溝清史君)

円滑化法の期限到来

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

様々な対策を打たれているということだと思います。

ますけれども、私が町の経営者のお声を伺います

つきましては、三月の二十二日から四月の二十二日までの一次公募におきまして、申請件数が六百四十九件、六月三日までの採択件数五百三十九件となつてございます。

この試作品補助金や創業補助金については、経営改善支援以上に募集があつて、この認定支援機関の計画が必要ということに対応する理解がまだまだあります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

援する創業補助金でございますけれども、これに

つきました。

この試作品補助金や創業補助金については、経

営改善支援以上に募集があつて、この認定支援機

関の計画が必要ということに対応する理解がまだまだあります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

いと思います。

○政府参考人(森本字君)

お答えいたします。

徹底することを基本としながら、一方で、地域経済に資本性資金の出し手が不足しているという現状に鑑みまして、資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が發揮され得る環境を整備するといつたことが重要な課題になつているという認識に基づくものでござります。

具体的には、事業再生や地域経済活性化等に資する効果が見込まれる場合には銀行等がより柔軟に資本性資金が供給できるよう現在の規制を見直すというものでござります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

左の上の方にあろうかと思いますが、これは企業再生支援機構を改組、機能拡充した地域経済活性化支援機構でございますが、そこが再生支援の現場の強化を行う、現場を支援するということでございます。

それから、一番下にございますが、中小企業支援ネットワーク、これが地域の経営改善、事業再生支援の担い手が参加する中小企業支援ネットワークによる支援を行つております。

それから、認定支援機関、先ほどございました

○政府参考人(富田健介君)

お答え申上げま

す。

議員御指摘いただきましたとおり、私どもとし

ては、中小企業・小規模事業者施策の実施に當た

りまして、認定支援機関と連携をした施策を強力

に進めているところでございます。

幾つかござりますけれども、その実施状況につ

いて御報告をさせていただきますと、まず、委員

御指摘いただきました経営改善計画策定支援事業

でございますけれども、三月の八日の受付開始以

降五月二十四日時点で、相談件数千四百十三件、

申請件数六十四件、支援決定件数四十一件とい

うことございます。

それからもう一つ、中小企業・小規模事業者の

計画の策定支援を完了しております。

中小企業再生支援協議会、この真ん中にありま

す、各都道府県にござります中小企業再生支援協

議会では、平成二十四年度に千五百十一件の再生

資料を提出させていただきましたが、金融庁の

ホームページにも掲載をされています、中小企業

金融円滑化法の期限到来に当たつて講ずる総合的

な対策ということで様々メニューが記載をされて

います。これらの政策について、これまでどのよ

うに機能をしているか、金融庁の御見解を伺いた

ういう現状でございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

いと思います。

○政府参考人(森本字君)

お答えいたします。

いよいよ時間が迫ってまいりました。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

場に立つて、どんなに悪い状況の会社でも支援するということで、これまで約百七十社の支援を行ない、金融機関と連携して約五億円の資金調達も行ない、販路拡大をするというところでアドバイスしています。非常に範囲が広いです。

これが機能しているポイントというのは、何でも相談を受け付けてくださる、予約制で、夜間でも休日でも相談を受けてくださる、そういう方がいらっしゃって、ワンストップサービスとなつてのことだというふうに思いました。悩む経営者の方々を支援できる認定支援機関がもう既に国の制度としてあるわけですが、この専門家の方々をつなぐ役割を、機能を果たす人が必要であると痛感をいたしております。

これについて、中小企業庁に御見解を伺いたいと思います。
○政府参考人(富田健介君) お答え申し上げます。
議員御指摘いただきました認定支援機関でございませんけれども、これまでに約八千二百の機関を認定させていただいております。大変多数存在をすることと、中小企業の、あるいは小規模事業者の方々から見れば、誰に相談に行けばいいのか大変分かりにくい状況になつていて、そのはもう御指摘のとおりだというふうに思つております。そこで、私どもとしては、その認定支援機関を始めとする様々な専門性を持つた支援機関がまずしっかりと連携をする、その上でワンストップでサービスを提供していく、そういう体制をつくつてまいりたいと思っております。

このため、金融庁とも連携をいたしまして、認定支援機関連絡協議会というものをこの六月中にも立ち上げたいと思っておりまして、それぞれの地域において認定支援機関がハブとなつて関係支援機関相互の連携強化を図るということと、その上で、ワンストップの仕組みあるいは人材確保の在り方も含めて、この支援体制の在り方について検討してまいりたいというふうに考えてございま

す。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。
國にも、この認定支援機関のほかに、企業O Bなどによる新現役、またビジネス創造支援による専門家派遣など、中小企業支援のための人的支援、このメニューが複数あると思います。もつと利用者の立場に立つて、どんな人にどんな支援が受けられるか分かりやすく伝える必要があるのでないかというふうに、私は実際それを見てみて感じました。

この点について中小企業庁に御見解を伺います。
○政府参考人(富田健介君) お答え申し上げます。
議員御指摘いただきましたとおり、利用者目線で分かりやすい情報提供をしていくということ、大変重要でございます。

○竹谷とし子君 I C Tの活用による支援ポータルサイトも、これも有用なものであるというふうに思います。I C Tのリテラシーによって、使う方によつて変わつてくる部分もあると思います。どこにターゲットを絞るのかということも活用度合いを上げるために必要なことだと思いますので、是非利用者の目線に立つて、つくつて終わらざりとならないように工夫をお願いしたいというふうに思います。

ニーズに合った施策情報を重点的かつ自動的に提示をできるよう、そういうI Tの機能を盛り込みたいと思っております。

また、マッチングの部分でございますけれども、これも事前に、税理士さんあるいは弁護士さん等の保有資格の情報ですとか、それからどんな経営課題に対応できるか、あるいは支援の実績といつたようなものも入力をいただきまして、それ

○竹谷とし子君 ありがとうございます。
○政府参考人(富田健介君) お答え申し上げます。

○竹谷とし子君 I C Tの活用による支援ポータルサイトも、これも有用なものであるというふうに思います。I C Tのリテラシーによって、使う方によつて変わつてくる部分もあると思います。どこにターゲットを絞るのかということも活用度合いを上げるために必要なことだと思いますので、是非利用者の目線に立つて、つくつて終わらざりとならないように工夫をお願いしたいというふうに思います。

また、ほかの専門家の無料派遣、三回まで無料と組み合わせて利用するなど、利用するに当たつてのハードルを下げるということについても是非御検討いただきたいと思いますが、中小企業庁、いかがでしょうか。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。
○政府参考人(富田健介君) お答え申し上げます。
○竹谷とし子君 I C Tの活用による支援ポータルサイトも、これも有用なものであるというふうに思います。I C Tのリテラシーによって、使う方によつて変わつてくる部分もあると思います。どこにターゲットを絞るのかということも活用度合いを上げるために必要なことだと思いますので、是非利用者の目線に立つて、つくつて終わらざりとならないように工夫をお願いしたいというふうに思います。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。
○政府参考人(富田健介君) お答え申し上げます。

○竹谷とし子君 I C Tの活用による支援ポータルサイトも、これも有用なものであるというふうに思います。I C Tのリテラシーによって、使う方によつて変わつてくる部分もあると思います。どこにターゲットを絞るのかということも活用度合いを上げるために必要なことだと思いますので、是非利用者の目線に立つて、つくつて終わらざりとならないように工夫をお願いしたいというふうに思います。

しかしながら、これらの施策がやはり事業者の方々に十分周知されていないことを感じております。商工会などにも御尽力をいただいて周知を図られているものと思いますけれども、商工会などに入っていない事業者も多いと思います。

そこで、一番事業者に関する情報を持つている地銀、信金などを通じて、資金繰りが厳しい顧客企業にこれらの政策を積極的に周知していくという取組が必要だと考えておりますが、金融庁のお考えを伺いたいと思います。

○副大臣(寺田稔君) 金融庁といたしましては、金融機関に対しまして監督指針において、顧客企業の立場に立った最適なソリューションを提案をする、その際、必要に応じて国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用するよう求めておりま

す。こうした中、金融業界におきましても、貸出先の抱えている課題を十分に把握をした上で、その解決に向けまして外部専門家あるいは外部機関等も活用しつつ、きめの細かな対応を行っていく旨を申し合わせております。個々の借り手への中小企業施策の周知にも取り組んでいるものと承知をいたしております。

さらに、本年の四月以降、全都道府県に金融庁幹部が出向き開催をしております金融機関支店長向けの説明会や、あるいはまた五月下旬以降、財務局などで実施をしている中小企業に対する経営改善、事業再生支援の取組状況等に関するヒアリングを通じまして、金融機関が中小企業・小規模事業者に対して各種支援策の周知や活用を図るよう促しております。また、この旨は私の名前で各金融機関に対し、円滑化法期限到来前の二月及び到来後の四月、そして直近は五月の三十日、三回にわたりましてレターを発出して、重ねてお願ひをいたしております。

このような官民挙げての取組を通じて、中小企業・小規模事業者に対し各般の中小企業支援策の周知を引き続き図つてまいりたいと考えております。この取組状況をフォローアップし、かつ先進的な取組について年一回、各財務局長による顕彰を実施す

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

是非積極的な周知を図つていけるように、金融庁の御指導をお願いしたいというふうに思います。

金融機関のコンサルティング機能の発揮とい

ることでござりますけれども、そもそもコンサルティング機能というものは一朝一夕に身に付くものではありません。金融機関が本来果たすべき役割、事業の目利きの機能をどう育てて、企

業の活性化を支援するために発揮させていくかということについて伺いたいと思います。

一つ例を挙げさせていただきますが、一部の信金でリレーションシップバンкиング実現の手段と

して金融機関、企業、支援専門家の三者が協力をして、企業の知的資産経営報告書を作成する事業を行つていらっしゃいます。金融機関の中に本来の役割である目利き機能を育て、ビジネスマッチング機能を持たせるという意味で、一つのツールとして有効だと感じました。

金融庁は、この取組を含めて金融機関が本来の役割を果たしていくようにするためにどのように取り組むべきと考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(細溝清史君)

金融機関が本来の役割を果たしていくためには、企業の事業価値を的確に見極め、経営課題を発見、把握していく目利き能力の向上、これが不可欠でございます。これは委員の御指摘のとおりでございます。

取り組むべきと考へていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

金融機関が本来の役割を果たしていくためには、企業の事業価値を的確に見極め、経営課題を発見、把握していく目利き能力の向上、これが不可欠でございます。これは委員の御指摘のとおりでございます。

るといった環境整備に努めております。

そうした中、委員御指摘のこの知的資産経営報告書を活用している金融機関があることは承知しております。こうした施策は金融機関が顧客企業の経営課題を把握、分析し、外部専門家等とも連携しながらソリューションの提案、実行支援を

することです。御存じのように、金だけ貸せばいいというふうに考えておりませんから、そういう保証は全くありませんから、そういう意味ではただただ延命しているだけで何の効果もないふうに考えております。

今後とも、地域金融機関に対しましてはコンサルティング機能の発揮を始めとする地域密着型金融の更なる推進を促してまいりたいと思つております。

レディング機能の発揮を中心とする地域密着型金融の回収ばかりしてきたというような御批判もよく伺うものでございます。金融機関が本来果たすべき役割、事業の目利きの機能をどう育てて、企

業の活性化を支援するために発揮させていくかということについて伺いたいと思います。

一つ例を挙げさせていただきますが、一部の信金でリレーションシップバンкиング実現の手段と

して金融機関、企業、支援専門家の三者が協力をして、企業の知的資産経営報告書を作成する事業を行つていらっしゃいます。金融機関の中に本来の役割である目利き機能を育て、ビジネスマッチング機能を持たせるという意味で、一つのツールとして有効だと感じました。

金融機関は、この取組を含めて金融機関が本来の役割を果たしていくようにするためにどのように取り組むべきと考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

改善を図るべく様々な支援策を推進しているところです。御存じのように、金だけ貸せばいいというふうに思つておられるとは思いますが、それは必ずあります。

うんだつたら、回つているだけで改善にはなると判断ができるかといえば、これまた全然別の問題でありますので、金融を仲介します

に、こういう不払い済みからして、ちょっと中小企業厅もきちんと考へて、これいかにも役所に経営が分かつてない人だと思います。役所に経営なんか聞くものじゃありませんから、こういふもの。経営能力のない人が役人をやつていると思った方がよっぽど正しいと、私はもう基本的にビジネスにいるときからそう思つております。役所に聞きに行きたくなるような、名前からして役所みたいな名前が付いていますけれども、大体そういう人はよほど思つておられますので、これは様々な支援策というのは各省庁いろいろしておられると思いますけれども、大体名前を聞いて、これ役所に経営を相談するなんというのには、大体そういう人はよほど経営が分かつてない人だと思います。役所に

ろしくお願いいたします。

最後に、金融担当大臣に伺いたいと思います。

東京商工リサーチによりますと、五月の倒産による負債総額は前年同月比六五・六%増、円滑化法適用企業の倒産件数が前年同月比で九割増しの四十四件となつていると発表されています。円滑化法期限切れの本当の影響はこれから出てくると

いうふうに考えられます。小さな企業の経営者の方々は、多くが役員報酬をカットして自分の資産を担保に入れて連帶保証人になつていると思います。必死で社員や取引先等を守つていると、社会のセーフティネットが不十分な中で失業者

が増加をして、負の連鎖が起きるということは何か現実だと思います。リスク企業の破綻で、まだ社会のセーフティネットが不十分な中で失業者

が現実だと思います。リスク企業の破綻で、まだ社会のセーフティネットが不十分な中で失業者

ので、そういつたところをどれだけ金融業界が、地方、中小零細企業を扱う第二地銀等々、信用金庫、信用組合を始めそういうところがそういうの内に持つて育成しているかどうかが非常に大きな問題なんだと思いますので。

これは、地域によつてそこに行つたからうまくなつた、いかなかつたと、こつちの企業よりこつちの方がよっぽど悪かつたのにこつちの方がうまくいっているというのはいろいろ歩いておられると御存じだと思いますので、そういつたのを見ると、それはどこに話をした、誰と話をしたか、誰のコンサルタントを受けたかというのが一番大きなキーになつておるよう、私どもそう思つておりますので。

是非、その意味では、これ役所にできるのは限度がございます。したがつて、金融機関というものと中小企業との間にもう一つきちんとした、そいうつたものをコンサルできるような人材の育成が非常に大きな要素になつていくだらうと、今後とも、我々も思いますので、金融業界に対してはそういう人たちを育てるように是非私どもとしては監督していくやならぬ、指導していくかなぎやならぬかなと思つております。

○委員長(藤田幸久君) 竹谷さん、時刻が参りましたのでおまとめください。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。今回の法改正は多岐にわたつておりますけれども、今日は、まず金融機関の秩序ある処理の枠組みについてお伺いしていきたいと思います。今般の改正は、リーマン・ショック後、金融安定化理事会ですかG 20のカンヌ・サミットなどでの国際的な合意を受けて、我が国としても大手金融機関の破綻を想定外とすべきではないということで法改正を急いでいるということだらうといふうに理解しております。業界のうわさでは、専ら金融庁は野村証券破綻のケースを想定してい

るというふうに言われておりますが、まあまあ、これもまたさておきということで、現行制度があるわけでありますので、まずは今回の改正と現行の制度の関係というのを明確にしていかなきゃいけないんじやないかなというふうに思います。そこで、大臣に大枠についてまずお伺いしたいと思いますけれども、政府が安易に関与するといふことになりますと、モラルハザードの問題もありますし、国民負担の問題も発生してきますから、まずは現行の預金保護、保険契約者保護、投資家保護など業界ごとの破綻処理スキームで処理を行つて、その範疇を超える場合が今度の法改正で想定されている特定措置、特定負担金ということでいいかどうかについてまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 御存じのように、これは預金保険法第百二条というのと既存の金融危機対応措置というものについて、これは不良債権型の金融危機に対して銀行の全債務を保護する等々いろんなことを書いて健全な借り手を保護するものになつておりますが、先ほどアイルランドの例を引きましたようなああいつた形になりますと、金融機関の秩序ある処理の枠組みというのは、これは市場型の金融危機に対しましては、今までのあれでは、金融システムの安定を図るといった対象とする、金融機関に対して重要な市場取引をきちんと履行させるということをしないと、銀行の都合で倒れたということによつて借りている人々はみんな迷惑を受けるということになりかねませんので、したがいまして、そういうところをきちんとせねばならぬというのがG 20の合意によるものだと思っております。

○竹谷とし子君 仮にこれで、この際対象となりました金融機関が資金ショートを起こしているものの例を引きまして二つあるんじやないかなというふうに思ひます。一つは、一時的に破綻金融機関が資金ショートを起こしているものの、これは法案でいうと特定第一号措置の対象先で発生するようなものかというふうに考えます。そしてもう一つが、提供された資金が回収できず破綻処理スパンサーにとっての損失となつてしまふようなもの、これは法案の中での特定第二号に該当する場合だらうというふうに考えますけれども。

この破綻処理における費用といつた場合、このどちらか、あるいは両方の資金を指しているのか、この費用の認識と特定認定の関係についてお伺いしたいと思います。これは金融庁の方にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。金融機関の秩序ある処理を行つた場合の費用でございますが、これは主として金融機関が債務超過等の債務超過だつたというような場合には、これは市場取引等以外、それ以外の取引などの業務も全部きちんと切り分けた上で、従来の利用者保護制度であります預金保険制度等々を用いて預金者の保護を図るということにならうと思いますので、

これまでに想定していなかつたのが二〇〇八年以降起きたのに伴いまして、こういつたものを追加的にやつて、世界中に広まつております金融の回復によるものがござります。それから、最終的には、預金保険機構の関与の下に当該金融機関そのものやその資産の売却を的確に行うことによつて最大限費用の回収を行つていただきたいというふうに思つております。

○中西健治君 背景はそうなんだろうと思うんですけども、今までの、現行の制度と今回の制度というのが別個に存在することなのか、それとも、まずは現行の制度で対応して、そこからはみ出る部分について新たな制度で対応するということなのか、実際に事案が起つたときにどうされるのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

○中西健治君 背景はそうなんだろうと思うんですけども、今までの、現行の制度と今回の制度というのが別個に存在することのか、それとも、まずは現行の制度で対応して、そこからはみ出る部分について新たな制度で対応するということのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

○中西健治君 そうなりますと、一号であろうと、掛かつた費用は全て求償を行つていくと、そんなようなことでよろしいわけでしょうか。そういうことでよろしいですね。

○政府参考人(森本学君) 御指摘のとおりでございます。

○中西健治君 ありがとうございます。

続きまして、ワーキンググループの報告書では、破綻処理において金融機関の債権者にも負担を求めるため、債務の元本削減や株式化といったペイルインの必要性がうたわれております。今回の法案の中で、内閣総理大臣が自己資本等の取り扱いを決定するというのはその趣旨と解してよいかということをまず一点、そして、その趣旨でいいということであれば、やはり現行の破産法ですとか更生特例法などとの関係がどうなるのか、通常の優先劣後関係がどうなるのか、これについてまた教えていただきたいと思います。

○政府参考人(森本学君) 現在の法案に記載されております内閣総理大臣が自己資本等の取り扱いを定めるというのは、先生御指摘のとおり、いわゆるペイルインの認定のこととござります。

それで、破産法、更生特例法との関係でございますが、ペイルインは、金融機関が債務超過等の場合に内閣総理大臣の認定によりまして発動されるものでございます。その後、最終的に破産法や更生特例法によります倒産手続に移行した場合は、同様に無担保債権や株式の消却又は転換等が行われるものと考えております。その意味で両者にそこは生じないというふうに考えておりま

す。

○中西健治君 どうもありがとうございます。

続きまして、この法律に基づく措置の対象金融機関の範囲を確認したいと思います。法案では

「金融機関等」とされておりまして、「我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者として政令で定める者」と書かれておりますけれども、二つ、これに関連して質問したいと思います。

一つ目が、事実上どのような企業であっても、金融という範疇にくくることができる大きな企業であれば対象たり得るのかどうかということであります。具体名を出して恐縮ですけれども、大事なことなのであえて名前を出して聞きますけれども、野村証券ですか日本生命ですか業界のナンバーワン、こういったところは当然入ってくるんだろうというふうに常識的に考えられると思いますけれども、オリックスなどが対象になつててくるのかどうかということについて、まずお聞きし

ますけれども、当該企業に対する破綻懸念が高まつてからでも後付けで行い得るのかどうか、この二点についてお聞かせいただきたく思います。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。
今回の金融機関の秩序ある処理の枠組みの対象、これは金融業全体というふうに考えております。

その具体的な範囲は、金融機関の秩序ある処理を迅速に実行するためには日常的に金融監督が行われている必要があると考えております。また、取引の保護だけいたしまして監督が行われていないということになりますと、モラルハザードの懸念も生じるところでございます。そうした考え方から、この具体的な範囲といいたしましては、金融監督の及ぶ範囲を参考にしつつ定めるということをしております。

先生御指摘の事業会社等につきましては、金融機関や金融持株会社の子会社等であれば対象になりますが、これらに該当しない事業会社等につきましては今回の措置の対象とすることは想定しておりません。そうした考え方で、範囲内で政令

指定等はするという考え方でございます。

○中西健治君 そうしますと、オリックスは金融監督を受けていないということで理解しました。金融システムにおいて重要な地位を占める者として政令で定める者と書かれておりますけれども、二つ目の質問にまだお答えいただいていないんですけれども、後付で政令で決めることができるのかどうか、教えてください。

○政府参考人(森本学君) 後付けと申しますか、現年申しましたような考え方の範囲内で政令指定

はするというのが法律の趣旨でございます。

○中西健治君 私が申し上げたいのは、今、システム上重要な金融機関として、銀行であればS-I FIsとしてメガ三行がそもそも認定されているということだと思いますけれども、ですから、あらかじめ金融機関等について認定が行われるなんだろうと思つておるんで、証券会社等についても。それがまた後から、破綻懸念とかが高まつてきたことによってリストがどんどん更新されいくのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

銀行、保険会社、それから第一種金商業者及びその持株会社等につきましては、法律で列举されていることから、法律によりまして、その措置の対象になり得るということござります。

○中西健治君 そうすると、リストは可変であると、そのようなことだらうというふうに思いますが、一つお伺いさせてください。

その持株会社等につきましては、法律で列挙されていることから、法律によりまして、その措置の対象になり得るということござります。

○中西健治君 そうすると、リストは可変であると、そのようなことだらうというふうに思いますが、一つお伺いさせてください。

それは副大臣にお答えいただくのか、政務官にお答えいただく、いや、副大臣ですね、お願いしたいんですけども、法案で想定されている破綻性といふことにも配慮を行つていくことが必要であるというふうに考えております。

○中西健治君 時間が来ましたので、私の質問を終わらせていただきます。また次回、取り上げさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○広野ただし君 生活の党の広野ただしでございます。

金商法の審議でございますけれども、今お話をされましたとおり、金融危機対応、リーマン・

行がやられていないというように業態ごとに痛みの程度が違う場合に、本来であれば一つの業態で封じ込めることができたのに、政府がわざわざ関与することによってほかの業態にそれを伝播させてしまうということにならないかという懸念についてどのようにお考えになつたか、教えてください。

○大臣政務官(島尻安伊子君) お答え申し上げます。

現代の金融システムにつきましては、金融取引は必ずしも同一の金融業態内においてなされいるものではなくて、金融業態の垣根を越えて金融グループが形成されているところでございます。

したがいまして、今回の制度整備によつて、円滑な破綻処理がなされることによる受益というものは、破綻業者以外の業界にも広く及んで、金融システムの安定を通じて金融業界全体の利益につながるものと考えております。

こうした点を踏まえれば、今回の破綻処理の枠組みにおきまして、銀行、証券あるいは保険といつたような業態別に費用負担を考えることは必ずしも適切ではなくて、金融市场、金融業全体でセーフティーネットを構築するという制度の枠組みの考え方の下で、万一損失が生じた場合の負担は金融業界全体で負担するということを原則としております。

なお、金融業界の事後負担というものについては、その負担によつて危機が他の金融機関等に伝播することがないように、金融機関の財務の健全性といふことにも配慮を行つていくことが必要であるというふうに考えております。

○中西健治君 時間が来ましたので、私の質問を終わらせていただきます。また次回、取り上げさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○國務大臣(麻生太郎君) これは、今、多分世界で一番大きな話題で、加えてその人たちが税金

ショック等のこともありますて、内閣総理大臣が特定認定、また特定管理をする。その中で、先ほどありましたが、ツーピッグ・ツーフエール、余りにも大き過ぎて倒せないという、破綻させられないというような金融機関、そういうことになつたが、やはりモラルハザードを起こす。中

小企業は誰も助けてくれないけれども、大きな金融機関であれば政府が突つかい棒を出すのかと、どうか、教えてください。

○大臣政務官(島尻安伊子君) お答え申し上げます。

発足前から円安にいうような話もあつて、特定のファンドを申し上げて申し訳ないんですが、ジョージ・ソロスは十億ドル利益を上げたと、現時点で、レイモンド・ダリオというのは三十億ドルも三千億円ぐらいい、報酬です。ということでありましたし、ジェームズ・シモンズというのが二十一億ドル、それとか、カール・アイカーランというのが二十億ドル、報酬を得るんですね。それと、有名なオバマ大統領支持者のウォーレン・バフェット、これも数百億円ということで、いずれにしましてもファンドをしてまたファンドマネジャーとして麻生大臣の見解を伺います。

ところが、そのファンドの実態、これはなかなかいろいろと金融庁さんにも聞いても分からないということありますけれども、このことについて麻生大臣の見解を伺います。

○國務大臣(麻生太郎君) これは、今、多分世界

ともな市場を提供しているのは日本でありアメリカであり、そういうたところは市場は提供しているわけで、間違いなくそういったシステムから何からを。で、利益は持っていく、ケイマン諸島に行きます、どこに行きますと、いろいろなところでやつて、こういたところで、シンガポールも似たようなことをやり、マカオも似たような、なにやつて、こういたところで、シンガポールも似たようなことをやり、マカオも似たような、な意味でファンドの実態把握ということに関しましては、これは我々としては非常に難しい、新しい種類の問題なんだと思っておりますが。

いずれにしても、これは事業報告書とか、各種届出の提出時などに機会をとらえてヒアリングを行ふとか、いろんな形で実態把握には努めてはおられます。確かに努めてはおりますけれども、検査を通じて実態把握で得られた情報を基にして監督当局とも情報の共有をいたしているところでありますけれども、いわゆる金が金を生むという巨大なシステムというのはこれまでになかった新しいシステムだと思つておりますし、これに対する対応が世界中十分にできているかといえば、こればかり疑わしいと、私どもはそう思つております。

○広野ただし君 これネット等で調べますと、このファンドの運用資産、日本だけでも十七、八兆あるということです。先ほどお話のありましたJ—REITは、そのほかに八、九兆円あるということなんですね。グローバルで考えると、二兆ドル、リーマン・ショックのときは二兆ドルといふことがありますから二百兆円ですか、ということです。それがその後目減りしまして、現在でも一・七兆ドル。これは、小さな国家予算のところだと、これでぶわっと振られて、国家が破綻するようなことだつて起つたわけですね。

ですから、やっぱりファンドというものを、私は、ファンドの中にいいファンドと思いつつあると。事業再生ですかとベンチャーの話ですとかになりますと、それはそれなりの役割を果たす。ところが、マネーゲームで売り抜けて巨額の

利益を得ると、こういうことについて何らかの把握をしないといけないんじやないかと、こう思つてありますし、今大臣が先に言わされました、税金はどうなつてゐるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(麻生太郎君) これはファンダードに限つた話ではありませんけれども、この間、アメリカの方の、先週でしたか、アップルが、アップルつてコンピューターのというか、何だろうね、i Pad のというか、あのアップルがアメリカの国会で査問というか、を受けております。そして、基本的には、ほかにも日本で有名なところで、何でしょう、アマゾン・ドット・コム、スターバックス、グーグル等々幾つもそういった会社がありますが、いずれもこの種の会社は合法的に、脱税じゃありません、合法的に税金を払っていないという状況を、G7 のこの間のロンドンの会議で、こういつた状況をきちんと対応していないというのはこればかりはここにいる財務大臣の責任であつて、中央銀行は関係ないと、ここにいるG7 の代表が対応すべきところがしていないのが問題なのではないかという提案を日本の方からいたしております。

加えて、この問題が、広野先生、行きますと、モラルハザードという言葉を使われましたのが、これは、とともに税金が払っている方がああならぬので、この法律、こういうこの種の会社にらしくなつてきて、何でこんなに払う必要があるんだということになつて、これは非常に大きな別れのところに波及効果が出てくることも考えなきやうで決めない限りどこで決めるんだと、ほかに、という話ををして、これで動き始めたというのが五月でありますので、世界的にこの方向は今、少しずつではありますけれども、遅ればせながらでき上りつつあるところかなと思つておりますが、中でも、このファンダードは、先ほど名前を言わされましたように、そのほかにブラックロックとかいろいろ有名なところがいっぱいありますんで、そ

ういつたところが今日本に、そうですね、去年から今年にかけて大量に、多分これだけファンデの人たちが日本にまとめて来るのはこの十年間に一回もないと思いますが、去年から今年にかけて猛烈な勢いで、それは日本というのが、誠にヨーロッパも具合が悪い、アメリカも具合が悪い、なら日本ということになってきたのは事実。かつ政権も代わりましたんでということで、猛烈な勢いでそこらの人たちが差し込んできているというものを我々知った上で対応していくかにやいかぬところだと思つております。

○広野ただし君 やはり、いいファンデは投資事業組合で大いにやつてもらいたいということはあります。まさにマネーゲームでオカミの餌に日本がならぬよう、それこそこの株式市場においてもあるいは為替市場においても、もう売り抜けるのがうまいですからね、今みんなが立ち上がりたときはもう完全に売り抜けていて、何をつかまされるか分からぬといふ、大きな意味では、やっぱりきちっとやりませんと投資家保護ということにもならないんじやないかというふうに思います。

ただ、いい悪いというのは簡単に見分けられませんから、私は、やっぱり情報開示ですとか透明性ということについてしっかりとやっぱりやっていきませんと、どれをもつてどう判断したらいいかさえ分からないということだと思いますので、その点についてもう一度御答弁をお願いします。

○國務大臣(麻生太郎君) これは基本的に透明性を高めるという話を多分しておられるんだと存じますけれども、この金融商品取引法で、有価証券に投資するファンデが公募によって広く一般から資金を集めの場合には、半年に一回、いわゆる運用状況などを記載した報告書を提出し、公衆に縦覧するということにされております。

そういったことをやつておるんだけど、そういった情報開示を促進すべきだというお尋ねなんだと思いますが、一般論として、ファンデに対し開示義務というのを課しましてその情報を広く

一般に知らしめることに關しては一定のメリットがあろうと、それは私どももそう思います。

同時に、このファンドに対しても、これは言われましたようにいろいろござりますので、ファンド側にとつて負担増がそこに重なりますので、最終的にはそれは投資者の負担につながるという面もこれは考えておかにやいかぬところだと思いまして、その点も考えて、ある程度慎重にやはり考えておかねばならぬとは思いますけれども。

いずれにいたしましても、こういつた開示の在り方などを含めまして、いろいろこういつたものを考えてやつていかないと、マネーブール、巨大なお金がそこにブールされておりますので、その額は確かに国家予算に匹敵するほどの金が動きますので、それはちょっと、それが悪意に一方向にみんな動けばえらいことになる。幸いにして、みんな余りお互い同士はそんな仲よくないんで、必ず両方でぶつかり合いますからそこそこで被害とか利害が済んでいるところだと思いますが、一定方向にわんとやられたときはどういうことになるかということは十分に考えておく必要があるうと、私どももそう思います。

○広野ただし君 それと、これも国際的な話題になつてゐると思いますが、レバレッジ、言わば証拠金あるいは預託金とその全体の信用取引ですね。これによつて、投資家保護的な意味もありまし、市場が非常に動きまして不安定になるというようなことがありますので、私もやっぱりレバレッジというのは、将来は一桁に下がる、多分。ところが今は、FXなんか取りますと二十五倍なんですね。やっぱりこれは、それによつてもういろんな信用取引が起こるわけで、これは日本だけができるわけではありませんが、国際的にも話しながらこのレバレッジを引き下げていくという方向にやつていただきたいなと思いますが、大臣の見解を伺います。

○國務大臣(麻生太郎君) 今、FX、フォーリンエクスチエンジ、外国為替のレバレッジ、証拠金ということになりましょうか、これはもう確かに

二十五倍というレバレッジになつておりますので、こういつたものを含めまして、これは確かに十万円積めば百万円のこれができるんで約十倍ということになりますので、これは巨大なものになると言つてることはもう確かであろうと思ひますので、これはG20のピツツバーグのサミットでこの問題は話題になつております。

そういうことの上からも、これはいわゆるのリーマンのときの金融危機の反省を踏まえまして、金融上の行き過ぎが世界経済を不安定化させないよう取り組んでいくことが重要ということです、これはレバレッジの規制を含めて今いろいろ、透明性の向上、安定性等々に関してもいろいろな議論が今設けられつつあるんですけども、ECB等々において、このデリバティブ取引やら、また投資家保護の観点からレバレッジの規制等々が今設けられつつあるんですけども、いよいよどうぞお聞きください。

○広野ただし君 はい。
そのほか、金融システムが、まさにこれをコンピューターのネットワークで支えられている。そういう中で、ニューヨークの九・一一のときは株式市場も金融市場も、あれはニュージャージーとか何かでバックアップしたのか何かですね、という形で何とかいつたと思います。日本がどうなつているかという点があるんですけど、これは次回に移させていただいて、やっぱり金融システム上、その情報ネットワークをしっかりと維持しなきゃいけないと、こういうふうに思いますので、よろし

くお願いいたします。
ありがとうございました。

○大門実紀史君

大門でございます。

るという事情があることも御理解いただきたいと思います。

○大門実紀史君

まあそれは細かい話でございま

して、これも、この五本の大きな柱がありますけれど、もうちょっと早く手を着けられるのもあつたはずですよね。

そういうことを考えて、この十二年間でいつてもこんな膨大な法を一まとめで出してくると、私の経験でいきますと、この十二年間でいつてもこんな膨大なものを一遍に出したのはめったにないことだと、ちよつと法案の中身に入る前に一言金融庁に苦言を呈しておきたいと思いますけれど、これだけいう日程で国会審議が十分にできると思つて出しているのかということと、何でも事後対応だからこうやって一遍に出すことになつてしまふではないかというふうに思ひますし、膨大な資料、資料もあれ一千ページ超えるんぢやないですか。あんな持ち運びもできないような、あんな資料をぼんと出してきて、これでこの日程で全部審議してくれというのはちよつと余りにもひどいじやないかと思つております。

今日は、これだけありますけれど、柱の中心の一つであります金融機関の秩序ある処理の枠組みについて質問いたしますけれど。

これ、リーマン・ショックに始まる国際的な金融危機の中で、これはアメリカで特に議論があつたわけですから、巨大金融機関が破綻をして公的資金によって次々救済され、アメリカの国民の中で物すごい反発が起きて、激しい世論の批判を浴びたわけですね。そういうことがあって、この破綻の処理の仕方について、今日もありましたが、G20とかFSBですね、金融安定理事会ですか、そういうところでいろんな検討があつて、国際的な合意として、資料にお配りいたしましたけれども、主要な特性というような報告書が出で、FSBからです、これが国際的な合意になつて、G20サミットでも確認されて、それに基づいて各国が、EUとかアメリカが、基づいて今はこの破綻処理についていろいろ検討したり具体化をしています。そういう流れでございまして、今回のこの政府案も一応その流れに沿つて出てきているということをございますと、その国際的流れが非常に重要なことですけれども。

資料をお配りいたしましたが、この主要な特性はペイルインと。つまり、金融機関の株主とか債権者にもいざというとき損失を負担させましょうと、そういうモラルハザードが起きると、アメリカでそういうことで物すごい批判が起きたわけです。だから、今後はそういうふうに負担をしてもらいましょうというのがこのペイルインと

いう考え方でございます。

○政府参考人(森本学君)

お答えいたします。

具体的に言えば、破綻処理の開始が始まつたら金融機関の株式は無価値化されるとか、あるいはペイルイン、つまり行政当局が関与した形の、権限を持つて関与した形のペイルイン。株主とか債権者に負担をしてもらうと、当局が非常に強く関与してやられるという仕組みでございます。

具体的に言えば、破綻処理の開始が始まつたら金融機関の株式は無価値化されるとか、あるいはペイルイン、つまり行政当局が関与した形の、権限を持つて関与した形のペイルイン。株主とか債権者に負担をしてもらうと、当局が非常に強く関与してやられるという仕組みでございます。

○政府参考人(森本学君)

お答えいたします。

理由説明でも申し上げましたように、先般のリーマン・ショック後の金融危機に関連しまして内外

で発生した諸問題を踏まえて、金融資本市場、金融業の安定性、信頼性を回復させるとともに、その機能強化を図るという共通の目的を持つものだと考えております。したがいまして、これらを関連する項目として一体として改正をさせていただ

○政府参考人(森本学君)

お答えいたします。

ベイルインとは、金融機関が危機的状況に陥つた場合に債権者や株主に損失を吸収させるために

無担保債権や株式を消却又は転換させるものでございます。

○政府参考人(森本学君)

お答えいたしました。

具体的に言えば、破綻処理の開始が始まつたら金融機関の株式は無価値化されるとか、あるいはペイルイン、つまり行政当局が関与した形の、権限を持つて関与した形のペイルイン。株主とか債権者に負担をしてもらうと、当局が非常に強く関与してやられるという仕組みでございます。

具体的に言えば、破綻処理の開始が始まつたら金融機関の株式は無価値化されるとか、あるいはペイルイン、つまり行政当局が関与した形の、権限を持つて関与した形のペイルイン。株主とか債権者に負担をしてもらうと、当局が非常に強く関与してやられるという仕組みでございます。

すのは、金融機関の資金調達や債権者等の権利に多大な影響を及ぼすものでございまして、私どもとしては慎重な検討が必要であると考えております。

こうしたこと踏まえまして、今回の改正では、契約によるペイルインの総理大臣による認定は法令上規定しておりますが、法的、強制的ペイルインについては規定しておらないところでございます。

○大門実紀史君 国際合意は、G20での合意はこの法的ペイルインの方向でございまして、問われているのは、問われているのはよその国がどうの

うのじやないんです。日本でこのG20での合意に基づいてどうするかが問われているのであります。日本としてどうするか

を、どう検討しているかと、どうするかというこ

とであつて、そんな、よその国がまだやつていな

いとか、アメリカはやつていますとか、そんな人

ごとで言うような話じやないでしよう。G20に基

づいてそれぞれの国が検討するという話になつて

いるわけでしよう。

おかしいのは、それで、財産権みたいな話をち

らつとおつしやいますけど、大体、それじやほか

の国は財産権はないんですか。アメリカだつてあ

るでしよう。財産権というのは、公共の利益のために一定制約されることはあるというのは国際法上なっていますから、そんなことも理由にならな

いんです。ならないんです。

今おつしやつたように、今回辛うじて出てきて

いるのが契約上のペイルインの発動ということですね。先ほどありましたけれども、百一十六条関係ですかね。これは具体的にはこういうことなんですかね。例えば、銀行が発行する劣後債権です

を交わすと。契約書にペイルイン、つまり破綻したときは無価値化しますとか株式化しますよとい

うことを契約に書いたもの、これがあれですか、契約上のペイルインと、そういうイメージでよろ

しいですか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

先生御指摘の契約上のペイルインの具体例とい

たしましては、自己資本比率規制のいわゆるバーゼル3におきまして、その他ティア1又はティア2資金調達手段となるためには、実質破綻認定時

に元本削減又は普通株式への転換がなされるとい

ういわゆるPON条項、実質破綻時損失吸収条項

が付いていることが条件となつております。した

がいまして、そうした劣後債等が契約上のペイル

インの具体例にならうかと思つております。

○大門実紀史君 つまり、そういうことですよ

ね。いわゆる無担保債権全体じやなくて、非常に

限定された劣後債権という形になりますよね、契

約上ですとね。

そうすると、この話戻りますけれども、G20で

検討する、国際的に検討すると、アメリカではも

う既に導入したというふうないわゆる無担保債

権、対象の広い範囲でのこのペイルインとは何の

関係もないというか、非常に限定された、しかも

検討する、国际的に検討すると、アメリカではも

う既に導入したというふうないわゆる無担保債

権、対象の広い範囲でのこのペイルインとは何の

関係もないというか、非常に限定された、しかも

検討する、国际的に検討すると、アメリカではも

う既に導入したというふうないわゆる無担保債

権、対象の広い範囲でのこのペイルインとは何の

関係もないというか、非常に限定された、しかも

検討する、国际的に検討すると、アメリカではも

う既に導入したというふうないわゆる無担保債

権、対象の広い範囲でのこのペイルインとは何の

関係もないというか、非常に限定された、しかも

だきたいと思います。

全銀協がそうしたパブリックコメントに対する

コメントを出したのは二〇一一年の九月時点です

ございました。その当時、ペイルインの対象となる

ペイルイン条項付きの劣後債、これ発行実績がほ

とんどなかつたということで慎重な意見を提出し

たと聞いております。

その後、ペイルインの対象となる劣後債につき

ましては、これは民間の調査でございますが、本

邦及び海外を含めて約三十件の発行実績が出てき

ております。

○大門実紀史君 まあ、要するに、どうなるか分

からないような話なんです、これはね。

諸外国ではとにかく法的なペイルインの方、き

ちつとした本筋の方を検討して、アメリカでは、

さつき言つたように、もう導入したということに

なつてゐるわけですね。これは、この法的なペイ

ルインについては全銀協が猛反対をしておりま

す。率直に言つて、全銀協に配慮して今回はそこ

に踏み込むのを見送つたのではないかとしか考え

られないようなふうに思つんでしけども、そう

いふ債券が市場を持つのかと、つまり発行され

るのかと言つてゐるようなものでございまして、

こんなものは、簡単に言ひますと、世界の流れは

全銀協によりますと、こんなものは本当に、こう

いう債券が市場を持つのかと、つまり発行され

るのかと言つてゐるようなものでございまして、

ペイルイン、ペイルインとなつてゐるから、日本

でも何にもやらないわけにいかないから、取りあ

えずこういう契約上のペイルインというのがやれ

ますよという形にしただけの話であつて、こんな

ものは何の実効性もないんじゃないですか。全銀

協でさえ疑問を呈してゐるんですね。簡単に言ひますと、そういう何かこうアリバイづくりと言ひます。先ほどありましたけれども、どうなんですかね。日本だけペイルイン何もやらないとまずいの

で、こういうものを無理やり取りあえず立てただけじゃないのかと思ひますけれども、どうなんですかね。

○委員長(藤田幸久君) 大門さん、質疑が、時間が参りましたので。

○大門実紀史君 時間が来ましたので終わります

けど、今、外國は緊急性って言ひましたけれど、逆に言うと、金融庁が言つてゐるとおり、日

本のシステムは安定していますから、このときの

方がこういうことをやりやすいんですね、とい

うような面もありますので、引き続き検討してい

ただきたいということを申し上げて、質問を終わ

ります。

○委員長(藤田幸久君) 本日の質疑はこの程度に

とどめ、これにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

(尾立源幸委員資料)

平成25年6月4日 参議院・財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

参考

インサイダー取引に係る規制の比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダー取引	○	○	○	○	○
情報伝達行為	×	○ (注1) ※情報受領者が取引を行った場合に限る	○ (注2) ※情報受領者が取引を行った場合に限り執行例有り	○ (注3) ※情報受領者が取引を行った場合に限り執行例有り	
取引推奨行為	×	△ (注4) ※被推奨者が取引を行った場合に限り執行例有り	○	○ ※被推奨者が取引を行った場合に限り執行例有り	○
課徴金等	○	○	○	○	△ (注5)
「他人の計算」の場合の課徴金額等	報酬額	取引自体の利得の最大3倍	報酬額+制裁	1億ユーロ or 報酬額の10倍以下	(課徴金等なし)
刑事罰	○ (5年以下の懲役等)	○ (20年以下の自由刑等)	○ (7年以下の自由刑等)	○ (2年以下の自由刑等)	○ (5年以下の自由刑等)

(注1) 発行体若しくは株主に対する信認義務又は情報源等に対する信頼義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。

(注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。

(注3) 権限なく行う場合に限る。

(注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。

(注5) 情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置(過料(20万ユーロ以下))のみ。

出所) 金融庁資料

平成25年6月4日 参議院・財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

AIJ「再発防止策」(平成24年9月4日(火)公表)の概要

参考

①.【正しい情報の伝達】 第三者(国内信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み
(「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど)

- (1) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手
- (2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

内閣府令・監督指針の改正
(平成24年12月公布)

②.【報告書の内容を拡充】 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくなる仕組み
(運用報告書等の記載内容の充実など)

- (1) 運用報告書等の記載事項の拡充
(法律改正事項は、生命保険会社の運用実績運動型保険契約に係る運用報告書交付義務)
- (2) 運用報告書等の交付頻度の引き上げ
(法律改正事項は、信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引き上げ(顧客が年金基金等の場合))
- (3) 厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件の限定
- (4) 投資一任業者等によるチェック体制の整備

法律改正事項(下線)については本法案
その他については内閣府令・監督指針の改正
(平成24年12月公布)

③.【罰則を強化】 不正行為に対する牽制の強化
(投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化)

- 投資一任業者等による
- ① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、② 勧誘の際の虚偽告知及び③ 投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引き上げ

本法案

④.【監督・検査を強化】 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

- (1) 事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充
- (2) 投資一任業者に対する監督の強化
- (3) 投資一任業者に対する検査の強化
- (4) 検査・監督の強化のための体制整備

内閣府令・監督指針等の改正
(平成24年12月公布)

出所) 金融庁資料

平成25年6月4日 参議院・財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

東京商品取引所及び日本商品清算機構の過去10年の取締役等で国家公務員等の退職者

(敬称略)

役職	氏名	最終官職	在職期間
理事長・社長	中澤 忠義	通商産業省 中小企業庁長官	平成10.5～平成16.5
	南學 正昭	経済産業省 中小企業庁長官	平成16.5～平成21.6
	江崎 格	経済産業省 産業政策局長	平成21.6～
専務理事・執行役専務	濱田 隆道	経済産業省 大臣官房審議官	平成14.10～平成18.5
	平井 敏文	経済産業省 大臣官房審議官	平成18.7～平成19.6
	長尾 梅太郎	経済産業省 大臣官房審議官	平成19.7～平成24.6
	高橋 英樹	経済産業省 大臣官房政策評価審議官	平成24.6～
常務執行役	先崎 和彦	通商産業省 東京通産局中小企業第一課長	平成8.5～
執行役	村田 裕成	陸上自衛隊高射学校戦術科教官	平成10.5～
取締役（社外）	福井 俊彦	日本銀行総裁	平成20.12～

(敬称略)

役職	氏名	最終官職	在職期間
取締役	天野 正義	経済産業省 大臣官房付	平成16.12～平成19年以前に退任 (*)
取締役	中村 光弘	農林水産省 東京営林局長	平成16.12～平成19年以前に退任 (*)
代表取締役副社長	森実 孝郎	農林水産省 構造改善局長	平成16.12～平成19年以前に退任 (*)
取締役	横山 和男	(独)産業技術総合研究所審議役	平成16.12～平成19年以前に退任 (*)
取締役	鷲野 宏	農林水産省 食品流通局長	平成16.12～平成19年以前に退任 (*)
取締役	和田 治	農林水産省 主席商品取引所検査官	平成16.12～平成19年以前に退任 (*)
代表取締役副社長	南學 正昭	経済産業省 中小企業庁長官	平成16.12～平成21.6
取締役	岩村 信	農林水産省 九州農政局長	平成16.12～平成21.6
取締役	木村 文彦	経済産業省 大臣官房付	平成16.12～平成21.6
取締役	渡辺 好明	農林水産省 農林水産事務次官	平成19.6～平成24.6
取締役	江崎 格	経済産業省 産業政策局長	平成21.6～
取締役	高橋 英樹	経済産業省 大臣官房政策評価審議官	平成21.6～
代表取締役 社長	吉田 高明	経済産業省 調査統計部長	平成25.3～

*経済産業省資料で確認できた機関設立時の役職

網掛けは、東京商品取引所と共に

出所) 経済産業省資料より尾立事務所作成